

点検・評価報告書

2023年度（令和5年度）短期大学認証評価申請用

静岡県公立大学法人
静岡県立大学短期大学部

目次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	15
第4章 教育課程・学習成果	19
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	53
第7章 学生支援	63
第8章 教育研究等環境	71
第9章 社会連携・社会貢献	79
第10章 大学運営・財務	85
第1節 管理運営	85
第2節 財務	94
第11章 特色ある取り組み	97
終章	101

序 章

本学は、昭和 26 年 5 月静岡市北安東に設置され、昭和 43 年 3 月に浜松市布橋に移設された、静岡女子短期大学を前身とする。開学以来「深い専門性と広い教養」を校是とし、静岡県の女子教育の中核として、時代の要請と地域の要望に応える有為な人材を養成してきた。静岡県立大学短期大学部は、昭和 62 年、静岡薬科大学、静岡女子大学との統合によって共学の短期大学として誕生した。平成 9 年には、浜松から移設された看護学科、新設の歯科衛生学科、社会福祉学科によって静岡キャンパスが設置され、浜松・静岡の 2 キャンパス体制となった。浜松校は平成 13 年 3 月にその歴史を閉じ、静岡文化芸術大学として新たな歩みを始めた。爾来、静岡県立大学短期大学部は医療福祉に特化した短期大学として歩みを続けている。

本学は、平成 9 年の開学当初から自己点検・自己評価に取り組み、徐々にその内実を整えてきた。その結果は、短期大学部の行う教育研究の改善に役立てるとともに、各種印刷物・電子媒体・ウェブサイトによって学内外に公表してきた。これによって、社会への説明責任を果たすとともに、この事業の妥当性や意義を確認し、さらなる組織改革の契機としている。

平成 19 年 4 月には公立大学法人化され、静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部となり、新たに「たゆみなく発展する大学をめざす」、「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進する」、「学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備する」、「大学の存在価値を向上させる経営体制を確立する」、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指す」を理念とし、それに基づいた目標を設定し、学術的、人的資源を最大限に活用した大学運営とその体制の確立を目指している。

公立大学法人化以降は、静岡県が定める静岡県公立大学法人中期目標を達成するための中期計画及び年度計画の業務実績や目標達成状況について、自己点検・評価を実施し、知事の附属機関である「静岡県公立大学法人評価委員会」の評価を受けている。第 2 期中期目標期間（平成 25 年度～平成 30 年度）の業務実績について、法人評価委員会からは、「全体として中期目標の達成状況が良好である」との評価を受けている。現在は、第 3 期中期目標、中期計画（令和元年度（平成 31 年度）～令和 6 年度）においても、令和 3 年度における業務実績について「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受けている。その評価結果は県議会に報告されるとともに、公式ウェブサイトなど各種メディアによって積極的に公表している。

平成 28 年度には、学校教育法に基づく認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）による認証評価を受審し、同協会の基準に適合している旨の認定を受けた。

前回の平成 28 年度受審の認証評価で指摘のあった努力課題 2 項目については、本学運営委員会を中心に改善を進め、令和 2 年 7 月にその結果を大学基準協会へ報告した。翌令和 3 年 3 月には「認証評価結果を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでおりその成果も十分に上がっていることが確認できる」との通知を受けた。

前回の認証評価以降、令和 2 年 4 月に静岡県立大学短期大学部自己点検・自己評価委員会を基に静岡県立大学短期大学部質保証委員会を設置、令和 3 年 5 月には静岡県公立大学法人及び静岡県立大学質保証委員会との位置づけを整理するための規定改正を行

うなど、学内の質保証体制の構築を図り、現在は、静岡県立大学短期大学部質保証委員会が短期大学部の点検・評価にあたっている。

また、教育研究組織については、制度改正や地域の要請に伴い平成 28 年 4 月に新たにこども学科を設置した。また、社会環境の変化や地域のニーズに対応するための専門職の人材養成に向け、本学の将来構想について検討を行っている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーの 3 つの方針について見直しを行うとともに、科目やカリキュラムの見直しに取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行以降は、本学の感染拡大防止対策や活動指針に従い、教育研究活動を始めとして大学運営を行っているが、遠隔授業に対応するための学内環境の整備、教職員による学生へのきめ細かな対応、経済的に困窮する学生への支援などを重点的に実施してきた。

報告書では、各事業年度及び中期目標期間全体の業務実績・中期目標の達成状況に関する点検評価や、前回認証評価における勧告・助言事項に関する改善状況などを参照しつつ、本学の諸活動に関する方針や検証体制及び前回認証評価以降における改善・改革の取り組みなどに重点をおき説明している。

本学は、開学以来 72 年不変の校是を戴きつつ、時代・地域の要請に応えるべく、平成 28 年 4 月に新たにこども学科を設置、同年 9 月には看護学科を廃止し現在の体制となっている。今回の認証評価は現行体制となって初めての受審であり、これを本学のさらなる発展につなげていけるように努めていきたい。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

平成18年3月静岡県議会において公立大学法人定款（資料1-1）案及び評価委員会設置条例案が承認された。平成19年4月1日、法人化した静岡県公立大学法人静岡県立大学は、平成19年7月26日に教育研究審議会の議を経て、新たに法人の理念を次のように定めた（資料1-2）。

[理念]

- ・静岡県立大学は、たゆみなく発展する大学を目指します。
- ・静岡県立大学は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します。
- ・静岡県立大学は、学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備します。
- ・静岡県立大学は、大学の存在価値を向上させる経営体制を確立します。
- ・静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します。

この理念は、公立大学法人傘下の5学部と大学院、短期大学部の総力を結集して「県民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け教育研究活動を実践するとの前提の下に、公立大学法人全体として取り組む姿勢を示したものである。

この理念に基づき以下の目標が掲げられている（資料1-2）。

[目標]

教育：学生を第一に考え、学生生活の質（QOL）の向上を図り、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供することで、社会に貢献できる有為な人材を育成します。

研究：静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進します。

地域貢献：県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元します。

国際交流：諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、また世界に情報発信することにより、静岡県の国際交流の強力な推進力となります。

あらゆる行動はこれらの理念及び目標の実現に向けたものであり、同時に大学の質を保証する諸活動（中期目標、中期計画など）の指針となっている。

本学においては、これらの法人の理念・目標をもとに、前身である静岡女子短期大学の建学の精神である教養主義を継承し、学校教育法第108条第1項に定められた短期大学の主

な目的である「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を踏まえ、学則（資料 1-3）の第 1 条に次のように目的を定めている。

〔目的〕

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。

基礎となる一般教育等は、主体的判断力を持った自律的個人を養成するため、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培うことを目的としている。

この能力、精神を培った上で、各学科においては専門的知識、技術、実践力を兼ね備えた人間性が豊かな人材を養成することを目的としている。

歯科衛生学科では、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成することを目的に定めている。

社会福祉学科では、学科全体の目的として、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成すると定め、社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成し、介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成するとそれぞれ定めている。

こども学科では、子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成することを目的として定めている。

また、それぞれの学科の教育目的を実現するために、各学科・専攻では、それぞれに教育目標を掲げ教育研究に取り組んでいる。

各学科・専攻では、次に記載するとおり人材養成等教育研究上の目的をより身につけるべく、より具体的な能力を掲げている。

歯科衛生学科の教育目標

- 1 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。
- 2 歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 3 専門的知識と技術に裏打ちされた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。
- 4 保健・医療・福祉の複合化のなかで、歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援する

ために、協調性と良識をもった社会人として、他職種と連携や協力ができる知識や態度を養う。

社会福祉学科の教育目標

- 1 地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的に発展向上させる能力を養う。
- 2 多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力を養う。
- 3 対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養う。
- 4 人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力を養う。
- 5 社会福祉専攻では、相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成する。また介護福祉専攻では、視野が広く応用力のある介護福祉士を養成する。

こども学科の教育目標

- 1 幅広い教養、専門的な知識・技術を基に、教育・保育活動を主体的に創り出す能力を養う。
- 2 子どもの発達や、様々な立場の子どもへの理解を土台にして、教育・保育活動を創造、展開する能力を養う。
- 3 自らの構想する教育・保育活動を、身体や言葉などで表現する能力を養う。
- 4 主体的に課題を見つけて考察し、研究しようとする態度と力を養う。
- 5 他の保育者や保護者、更には地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を養う。

本学では、「理念と目標」を踏まえた教育目的及び教育目標を定めており、これらの教育目的及び教育目標に基づき、授与する学位毎に、学位授与方針、教育課程・実践の方針及び学生の受け入れ方針を設定している。

1.1.2. 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学部・専攻科の目的等の周知及び公表

静岡校開学6年目の平成14年度に各学科等の理念と教育目標とが公開された。現行の理念・目的・目標は、平成19年度の法人化に伴い制定され、受験生等に向けては、冊子体の大学案内（資料1-4）などにわかりやすく記載するとともに本学ホームページにも公開して

いる。冊子体の大学案内などはオープンキャンパス、県民の日の大学開放、進学相談会、大学見学（随時）などや、本学教員が高等学校を訪問する際になどに配布している。ウェブサイトでは大学案内のダウンロードができるようにしてあり、学外に向けて広く周知することに努めている。

教職員に対しては、大学案内の配布や、理念・目的のインフォメーションボードへの掲示、新任教員にはさらに、FD新任研修で説明することで周知徹底を図っている。

在学生に対するものとしては、毎年度当初、新入生を迎えてオリエンテーションを実施し、その中で、学生便覧（資料1-5）、履修要項（資料1-6）を配布して履修指導を行い、学科の理念・教育目標についても、教員によって周知徹底を図ってきた。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的及び各学部等の教育研究上の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、広く社会に対して公表していると判断できる。

1.1.3. 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は公立大学法人が設置する大学であり、地方独立行政法人法の規定により、設立団体である静岡県が法人として達成すべき業務運営に関する6年間の中期目標を定め、法人はこの中期目標を達成するために6年間の中期計画を作成し、静岡県知事の認可を受けることとされている。現在は、令和元年度から令和6年度の第3期中期目標（資料1-7）の期間中であり、第3期中期目標では、①多様な人材が集まる大学づくりと質の高い教育研究の推進、②全学を挙げた積極的な地域貢献への取り組み、③グローバル化施策を着実に推進、が重点目標として位置付けられている。

これらの目標を達成し、更に本学の強みを発揮して特色ある教育研究活動に取り組むため、第3期中期計画（資料1-8）では次のように全学的な重点課題を定めている。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

前文

<全学的な重点課題>

- (1) 生命科学と人文社会科学が連携し、異分野融合の実践知と創造力及び発信力を備えた人材の育成や、高い学術性を備えた研究活動の展開により、安全安心で健康長寿に恵まれた質の高い地域社会の形成に貢献できる知の拠点を目指す。
- (2) 社会の変化に対応し、社会人や留学生などを含めた様々な学修者が生涯学び続けられるための環境を確保し、多様な価値観が集まる大学づくりを推進する。
- (3) 国や地域等の多様性を共存させたグローバルな視点から教育・研究のできる環境を整備し、海外の大学との交流を積極的に展開するとともに、地域社会に貢献するグローバルな人材を育成する。

また、中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画（資料 1-9）を策定し、教育、研究、地域貢献等の諸活動を推進している。

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている静岡県公立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）（資料 1-10）に業務実績報告書（資料 1-11）を提出し、評価を受けている。この法人評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

第3期中期目標には、「法人の経営に関する目標」として、「戦略的かつ効率的な組織・業務運営」「人事制度の運用と改善」「自己収入の確保」「予算の効率的かつ適正な執行」などの項目が含まれている。この中期目標に基づき、中期計画、年度計画が策定されているため、事業を推進する上で欠かせない組織・財政基盤についても、中長期的な視点から計画し、その状況を検証する仕組みとなっている。

以上のことから、本学は、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

1.2. 長所・特色

本学では、学則で定められた目的や、公立大学法人化に伴い定められた「理念と目標」で掲げる内容の実現に向けて、各学科・専攻では、教育目的及び教育目標を設定し、医療福祉系短期大学として専門職を養成するため、特色ある教育研究活動を行っている。

歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、保育士及び幼稚園教諭という専門職を養成する上で専門的知識と技術を修得する教育に加え、歯科衛生学科では、保健・医療・福祉の複合化のなかで、歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するために、協調性と良識をもった社会人として、他職種と連携や協力ができる知識や態度を養うこと、社会福祉学科では対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養うこと、こども学科では、他の保育者や保護者、更には地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を養うことを目標に掲げ、地域、社会の中で他と協働、連携できる人材の養成を進めている。

1.3. 問題点

本学では、「理念と目標」や学則の目的で掲げる内容の実現に向けて、各学科・専攻では、教育目的及び教育目標を設定しているが、認証評価における指示や大きな制度改正等がなければ、定期的な検証まで行っていない。また、教育目的及び教育目標は本学ホームページ等で公開しているが、学外への周知について、常に意識して取り組む必要がある。

1.4. 全体のまとめ

法人の理念・目標を基に、本学の目的、各学科・専攻の人材養成等教育研究上の目的、教育目標を整備し、本学ホームページ等により教職員への周知を行っている。

また、新任教員に対しては、FD委員会による新任研修において本学の理念、目的を周知するよう努めている。

定期的な検証についても、法人全体としては、法人の設立団体である静岡県が定めた中期目標に従い、6年間を期間とする中期計画と、各事業年度の業務実績について自己点検・評価し、法人評価委員会の評価を受け、指摘された事項は業務運営の改善等に反映させている。

以上のことから、理念・目的については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点： 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標では、評価の充実に関する目標として、「定期的を実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。」と定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、「評価の充実に関する目標を達成するための措置」として、「自己点検・評価システムの改善を行うとともに、定期的を実施する自己点検・評価や大学認証評価等を踏まえながら、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。」と定めている。この中期目標や中期計画の下、静岡県立大学短期大学部内部質保証規程（以下「内部質保証規程」という。）（資料2-1）において、内部質保証の実施体制、内部質保証の対象項目などを含む、本学の内部質保証に関する基本的な考え方について定めている。

静岡県立大学短期大学部内部質保証規程

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第1条の2に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価し、改善していくこと（以下「内部質保証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

内部質保証規程第2条で、内部質保証を推進する組織として、短期大学部質保証委員会が置かれている。短期大学部質保証委員会の役割は、内部質保証規程及び静岡県立大学短期大学部質保証委員会細則（資料2-2）で次のとおり定めている。

- ・ 内部質保証の基本方針及び実施基準等の策定
- ・ 内部質保証の実施
- ・ 短期大学部の内部質保証の実施状況の取りまとめ及び公表
- ・ 第三者による評価の受審

内部質保証規程第3条第1項では内部質保証の対象項目を規定している。この項目は、公

益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）の短期大学基準に沿っており、大学基準の点検・評価項目が、教育研究活動の検証及び改善・向上に関する指針の役割を果たしている。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、令和元年度まで自己点検・自己評価委員会及び自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会が内部質保証の推進を担っていたが、前回平成28年度の認証評価受審において、「自己点検・自己評価委員会で短期大学部としての点検・評価を行い、それを踏まえて改善の取り組みを改善実施委員会等で行うこととしているものの、内部質保証という観点から、各組織が十分に機能しているとは言えず、今後各組織の連携を深めながら、取り組んでいくことが望まれる。なお、内部質保証システムの学内体制は今後整備していくことが予定されていることから、速やかに組織整備を図り、PDCAサイクルを適切に機能させることが望まれる。」という指摘を受けた。

これらの指摘を踏まえて学内での検討を重ね、令和2年4月から「短期大学部質保証委員会」を設置、令和3年5月には法人質保証委員会（資料2-3）における位置づけを明確化して体制（資料2-4）を整えた。短期大学部質保証委員会の組織（資料2-5）は、静岡県立大学短期大学部質保証委員会細則第3条で規定しており、短期大学部部長を委員長とし、副部長、事務部長、学生部長、附属図書館長、各学科等代表等を委員としている。

また、内部質保証規程第3条第3項で「中期計画又は年度計画の実績報告を内部質保証に活用することができる」と規定するなど、短期大学部質保証委員会は、中期・年度計画推進委員会（資料2-6）と連携して質保証活動を行っており、教育研究活動に係る質保証については、短期大学部質保証委員会を中心に大学基準協会の短期大学基準に沿った検証を行い、中期計画・年度計画については、中期・年度計画推進委員会が中心となって評価を行っている。

2.1.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調

査等) に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の3つのポリシーは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会がまとめた「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、本学の教育理念、目標や学則に規定する目的を達成するために策定している。

また、3つのポリシーの見直しにあっても、このガイドラインを踏まえ、一貫性を持って明確な内容になるよう見直しを行っている。

令和4年度には、各学科・専攻等ごとにカリキュラム・マップを作成し、各教員が担当科目のディプロマ・ポリシーへの合致状況を確認した上で、内容の適切性、隣接科目との内容の重複、開講時期、カリキュラムの問題点等を確認する取り組みを始めた。また、本学における学修成果がどの程度定着し、卒業後の業務や生活へどのように役立っているかを調査し、その結果を今後の短大教育の充実と改善に役立てることを目的として、現在設置している学科の卒業生を対象にアンケートを実施し、各学科・専攻等では「教育の成果と課題」及び「今後の教育の質の向上のために改善できる点」について検討を行った。

各学科、一般教育等においては、それぞれ学科会議を開催し、学科の教育目標及び3つのポリシーの見直しや、教育や運営の問題点について議論し、改善活動を行っている。(資料2-7)

その結果については、運営委員会(資料2-8)や各専門委員会で議論した上で、教授会に諮り、審議事項に応じて教育研究審議会(資料2-9)で審議又は報告を行っている。

社会福祉学科では、令和4年度において教育課程と照らし合わせた結果、身に付ける能力が分かりにくい表現であったため、卒業認定・学位授与の方針の規定の明確化を図った。

COVID-19への対応・対策について、本学における新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び活動指針は、併設の静岡県立大学と合わせて決定されている。決定される流れとしては、感染拡大防止対策及び活動指針(資料2-10、2-11)について、静岡県立大学感染症管理対策委員会(資料2-12)において審議を行い、感染症管理対策委員会としての意見をまとめる。この意見を付して、学長、副学長、各部局長等で構成される危機管理委員会(資料2-13)において審議し、決定される。

具体的な活動指針は、教育(講義・演習、実験・実習)、教育活動及び学生の研究活動、学生の正課外活動(クラブ・サークル活動)、事務業務(事務、技術職員など)、会議、出張・旅行(全構成員)の6つの分類ごとに、「レベル0」(通常どおり)から「レベル2～4」(入構禁止(遠隔授業、必要最小限の入構のみ認める)、出張・旅行禁止)の5レベルで決定される。この決定に従い、授業等の方法が決められている。

本学では、決定された活動指針に基づき、オープンキャンパスを対面方式からオンライン方式へ変更することや、総合型選抜において、対面形式で実施していた聴講記述試験を、事前録画した動画視聴に変更することなどを入学者選抜実施委員会で審議し、実施した。

また、COVID-19 への対応・対策の実績については、各年度の年度計画において、自己点検、評価を行い、業務実績報告書（資料 1-11）として報告している。

また、前回の平成 28 年度に実施された大学基準協会による認証評価において努力課題として指摘を受け、既存の 3 つの方針の内容についてより具体化するため、平成 28 年度において、各学科や自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会等においても改善状況を確認するなど全学的に問題意識を共有し改善に取り組み（資料 2-14 教育研究審議会 pp. 8～21、議事録 p. 2）、令和 2 年 7 月末に大学基準協会へ改善報告書を提出し、令和 3 年 3 月に「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との通知を受けている。（資料 2-15）

本学では、毎年度、静岡県立大学と合わせて業務実績報告書を作成し、教育研究審議会、役員会（資料 2-16）及び経営審議会（資料 2-17）での審議を経て、静岡県公立大学法人評価委員会へ提出し、業務実績評価を受けている。

また、平成 28 年度に公益財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受け、短期大学基準に適合しているとの評価結果を得ている。

2.1.4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学が平成 28 年度に大学認証評価を受審した際の「点検・評価報告書」及び「認証評価結果」については、本学ホームページで公表している。また、自己点検・評価結果についても同様に本学ホームページで公表している。

中期計画や年度計画の達成状況を事業年度ごとにまとめた「業務実績報告書」及び「業務の実績に関する評価結果」の内容は、教育研究審議会、経営審議会及び役員会で報告するとともに、本学ホームページに公表している。財務情報については、「財務諸表」「決算報告書」「事業報告書」「監査報告書」を本学ホームページで公表している。教育研究活動について、教員の学位及び研究業績に関する情報は、本学ホームページの「教員データベース」（資料 2-18）で公表している。また、FD 活動についても、FD 委員会（資料 2-19）報告を本学ホームページで公表している。その他の内容についても、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき適切に公表しており、本学ホームページ内の「教育情報の公表」（資料 2-20）の中にまとめて掲載している。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する「大学

ポータル」にも参加し、積極的に本学の情報を公開している。公表している情報は、学内の会議で適切な審議を経たものであり、正確性、信頼性は確保されており、ホームページ担当者により適切に更新されている。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学では、定款（資料1-1）により、経営審議会が「組織及び運営の状況」について、教育研究審議会が「教育及び研究の状況」について、自ら行う点検及び評価に関する事項を審議する機関となっており、各部局の活動はこれらの機関に定期的に報告されている。また、法人評価委員会で中期計画・年度計画の達成状況について、毎年度の評価を受けることが義務付けられている。内部質保証システムの適切性について、本学では令和元年度まで「自己点検・自己評価委員会」及び「自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会」が内部質保証の推進を担っていたが、令和2年4月に自己点検・自己評価委員会及び自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会の体制から、短期大学部質保証委員会の体制に改め、内部質保証を推進する組織とした。さらに、令和3年度に法人全体の内部質保証体制が見直されたことを踏まえ、本学委員会の役割や位置付けを明確化する修正を行った。

なお、内部質保証システム自体の適切性や有効性の点検・評価は、短期大学部質保証委員会がその役割を担うが、内部質保証体制を整備してから時間が経っていないため、内部質保証システム自体の適切性や有効性の点検・評価を十分に行うことができていないのが現状である。今後は、認証評価受審などの機会を通じて、外部機関からの客観的かつ適正な点検・評価を受けるとともに、短期大学部質保証委員会で点検・評価の観点やプロセスを検討し、内部質保証システム自体の適切性の向上を図っていく必要がある。

2.2. 長所・特色

内部質保証については、前回平成 28 年度の認証評価受審の指摘を踏まえ、従来の自己点検・自己評価及び改善に関する組織の見直しを行い、令和 2 年度に短期大学部質保証委員会として整備し、令和 3 年度には、静岡県公立大学法人として、法人質保証委員会を整備し、短期大学部質保証委員会として役割や位置付けを明確化した。

また、点検、評価、改善については、中期・年度計画推進委員会と連携して行っている。

さらに、カリキュラム・マップ作成によるカリキュラムの適切性の検証や、本学卒業生を対象に実施したアンケートにより、学修成果がどの程度定着し、卒業後の業務や生活へどのように役立っているかを調査し、その結果を今後の短大教育の充実と改善に役立てる取り組みを開始している。

2.3. 問題点

令和 2 年度以降、内部質保証規程などの規定の整備、短期大学部質保証委員会による内部質保証体制の整備などを進めているが、内部質保証システムが稼働したばかりであり、課題も多いと言える。今後、内部質保証システム自体の検証と、改善・向上に継続的に取り組む必要がある。

2.4. 全体のまとめ

内部質保証のための全学的方針及び手続について、内部質保証規程等により、内部質保証の方針、内部質保証の実施体制や対象項目などを定めており、これに基づいて内部質保証活動を実施していることから、適切な明示ができています。

また、前回の認証評価受審時の指摘を踏まえ、責任と役割を明確にした短期大学部質保証委員会を組織しており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が適切に整備されている。

社会に対する説明責任については、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績の報告書を作成し、その中で自己点検・自己評価を行っているほか、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を本学ホームページ（資料 2-21）で公開することで社会に対する説明責任を果たしており、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあると判断できる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

<p>評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性</p> <p>評価の視点2：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性</p> <p>評価の視点3：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成</p>

本学の目的は、定款第1条において、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域社会はもとより国際社会に還元し、もって文化の向上及び社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。」とされている。

また、学則第1条では、「本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。」としている。

この目的を達成するため、本学には、3学科2専攻（歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻、介護福祉専攻、こども学科）が設置されている（資料3-1）。人材養成等教育研究上の目的は、本学の「理念と目標」を踏まえ、学科ごとに学則第2条の2でそれぞれ規定されている。

学科	専攻	人材養成等教育研究上の目的
歯科衛生学科	—	歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する。
社会福祉学科		社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。
	社会福祉専攻	社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。
	介護福祉専攻	介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する。
こども学科	—	こども学科は、子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学

		び続けることのできる保育者を養成する。
--	--	---------------------

また、本学の目的を達成するために、各学科とは独立して教養教育を担う「一般教育等」を設け、単なる職業人養成機関ではなく教養主義に基づいた人材養成を行っており、学則第2条の2では、人材養成等教育研究上の目的として、「一般教育においては、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培う。」と規定している。

本学における教職課程は、こども学科における幼稚園教諭二種免許状の教職課程のみであり、教職課程の制度に関すること、企画・運営や指導計画の作成についてはこども学科内に教育課程検証委員会を設置し行っている。また、教職課程に関することを含めて、全学での調整は、教育課程等に関することは短期大学部教務委員会（資料 3-2）、実習の調整等に関することは短期大学部実習連絡調整委員会（資料 3-3）で行っている。

本学の目的は「時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」ことであり、歯科衛生学科においては歯科衛生士、社会福祉学科においては、社会福祉士、保育士（社会福祉専攻）、介護福祉士（介護福祉専攻）、こども学科においては、保育士、幼稚園教諭二種を養成している。すべての職種で人材が不足しており、地域からの要望が非常に強い。特に、こども学科については、制度改正等に伴い、地域から幼稚園教諭の養成を求められたため、平成28年4月に新たに開設したものであり、地域の状況に配慮した教育研究組織となっている。

3.1.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置し、教育研究組織をはじめとする諸課題について、学外有識者の意見も踏まえて検討を行っている。また、定款第16条により、「学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項」は役員会で審議されることになっており、教育研究審議会での承認後に役員会で審議されている。

教育研究組織に関する検証については、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標において、「社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、理事長・学長のリーダーシップの下、大学間連携の推進や、教育研究組織の在り方の検討を行うなど、大学の機能強化と魅力の向上に取り組む。」と定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では次のように定めており、社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、教育研究組織を見直す方針となっている。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(3) 教育の実施体制等</p> <p>ア 教育の実施体制の整備</p> <p>短期大学を取り巻く環境の大きな変化に対応し、県民の求めに応えられるよう、短期大学部の将来構想を検討する。</p> <p>第3 法人の経営に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の要請や教育研究の進展を踏まえつつ、本学の強みを活かした教育研究力の向上やグローバル化の推進に取り組むため、他大学との連携・協働の推進や、各学部・各研究科（院）・学府・短期大学部等の組織の見直しを行う。
--

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画（資料 1-9）を策定しており、中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績を業務実績報告書（資料 1-11）にまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。

また、本学では、中期計画に従い各年度計画に取り組みを位置付け、教育研究組織の検討を行ってきた。特に令和3年度から新たなプロジェクトチームを立ち上げ、短期大学部の将来構想の検討を行い、その検討した内容について法人評価委員会に報告し評価を受けている。

3.2. 長所・特色

教育研究組織の点検・評価については、短期大学部の将来構想として、大学・短期大学部を取り巻く状況や地域等から求められる人材養成の必要性等を踏まえ、検討を行っている。

直近の教育研究組織の大きな見直しは、地域や社会からの要請に基づき、教育研究組織のあり方について検討を行い、次のとおり適切な見直しを行った。

○こども学科の新設(平成28年4月開学科)

平成27年4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」により、今後増加が見込まれる認定こども園で働くためには保育士資格と幼稚園教員免許状の併有が必須となった。社会福祉専攻の中の保育者志望の学生の要望に応えるため、幼稚園教員養成課程と保育士養成課程の両方を備えたこども学科の設置に至った。

また、各地域の保育施設で従事している本学卒業生からの要望もあり、こども学科新設の組織改正により、保育士資格と幼稚園教員免許を持った学生を送り出すことができるようになった。

3.3. 問題点

本学では、開設以来、地域、社会の要請により、教育研究組織の点検、評価、見直しを行ってきた。これは、開設から学科の変遷をみれば明らかであり、常に地域社会に求められる教育研究組織を整備してきた。

現在行っている短期大学部の将来構想、教育研究組織の見直しについては、年度計画に位置付けて計画的に実施しているが、検討・調整課題が非常に多くなっている。

3.4. 全体のまとめ

本学では、開学以来の理念・目的に基づきつつ、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について検討を行ってきた。そして、それぞれの学科の理念・目的、教育目標を掲げ、教育研究活動を実践し、地域社会はもとより広く有為な人材を輩出している。

以上のことから、教育研究組織については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、大学の理念に基づき、目的、各学科等における人材養成等教育研究上の目的（教育目的）、教育目標を定め、教育目標に沿ってディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定めている。

本学のディプロマ・ポリシーは、履修要項（資料1-6）、学生募集要項（資料4-1）、大学案内（資料1-4）及び本学ホームページ（資料4-2）に明示し、学内外に公表している。卒業要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する（資料1-3 学則第36条の2）。学則の規定により卒業した者には、本学学位規程（資料4-3）の定めるところにより短期大学士の学位を授与する（学則第37条の2）。教育課程、卒業に必要な単位数、学位規程、学則は、学生便覧（資料1-5）、本学ホームページでも明示し、学内外に公表している。

学校教育法施行規則の改正（平成29年4月1日施行）により、すべての大学は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程・実施の方針）」及び「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」の3つの方針を一貫性のあるものとして策定し、公表することが義務化されることになり、また、既存の教育研究組織の見直しや、前回の平成28年度の認証評価において努力課題として指摘を受け、既存の3つの方針の内容についてより具体化するため、平成28年度において、教務委員会及び入学者選抜実施委員会を中心に点検、見直しを行い、改正した3つの方針を公表した。

各学科のディプロマ・ポリシーについては、大学案内、学生募集要項、履修要項及び本学ホームページに明示されている。学生には、毎年度始めの学科ガイダンスで改めて周知を図っている。

本学全体のディプロマ・ポリシーは、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的としています。これを達成するために設定された教養科目及び専門科目を履修し、所定の単位を修得した者は、卒業が認定されます。」と規定し、各学科のディプロマ・ポリシーは、それぞれの教育目標を達成するために身に付ける力とともに、取得できる学位を定めている。

○歯科衛生学科のディプロマ・ポリシー

歯科衛生学科では、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな専門職を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の期間在学して卒業に必要な単位を修得した者は、短

期大学士（歯科衛生学）の学位が授与されます。

- 1 歯科衛生に関する専門的知識、技術、コミュニケーション能力を有している。
- 2 論理的思考力と問題解決能力を備えている。
- 3 歯科衛生を実践する者としての役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる。
- 4 豊かな人間性と高い倫理観を有し、他職種と協働・連携することができる。
- 5 人々の健康づくりに貢献し、生涯学習に努めることができる。

学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに本学科の所定の期間（3年以上）在籍し、所定の単位を修得した者は、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与されることを明示している。

○社会福祉学科のディプロマ・ポリシー

社会福祉学科では、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる人間性豊かな社会福祉専門職を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の条件を満たした上で単位を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与されます。

- 1 豊かな教養と共に、人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重し、行動することができる倫理観を有している。
- 2 地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的に発展・向上させることができる専門的知識・技術を有している。
- 3 サービス利用者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携しチームワーク、リーダーシップなど他者と協調・協働できる能力を有している。
- 4 多様な福祉ニーズに対応できるような、論理的思考力や創造的思考力を有している。
- 5 専門職業人としての自己管理能力や生涯学習能力を備えている。

学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与される。

○こども学科のディプロマ・ポリシー

こども学科では、多様化する教育・保育ニーズに対応した高度な専門知識と実践能力に加え、社会人としての教養及び豊かな人間性を持ち、自ら学び続けることのできる保育者を育成することを目的としています。以下に示す力を身に付けるために編成された教育課程において学修し、所定の条件を満たした上で単位を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（こども学）の学位が授与されます。

- 1 幅広い教養、専門的な知識・技術をもとに、教育・保育活動を主体的に創り出す力を有している。
- 2 子どもの発達や、様々な立場の子どもへの理解を土台にして、教育・保育活動を創造、展開する力を備えている。
- 3 自らの構想する教育・保育活動を、身体や言葉などで表現することができる保育実践力

を有している。

- 4 他の保育者や保護者、さらには地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を備えている。
- 5 主体的に課題を見つけて考察し、探求しようとする課題解決能力を備えている。

また、学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（こども学）の学位が授与される。

以上のことから、本学は、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、公表している。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）は、大学案内、学生募集要項、履修要項及び本学ホームページ（資料4-4）で明示し、学内外に公表、周知している。また、学生には毎年度始めのガイダンスで改めて周知を図っている。

本学のディプロマ・ポリシーに定められた「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という目的に基づき、歯科衛生学科、社会福祉学科、こども学科を設置し、各学科ではこの目的に沿ったカリキュラム・ポリシーに基づいて一般教育（教養科目）及び専門教育（専門科目）を編成している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成、実施の方針）についても、ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）と同様に、平成28年度に見直しを行い、公表、周知を行った。

また、令和4年度にはカリキュラム・マップを作成し、各教員が担当科目のディプロマ・ポリシーへの合致状況を確認した上で、内容の適切性、隣接科目との内容の重複、開講時期、カリキュラムの問題点等を確認する取り組みを始めた。このカリキュラム・マップについても、本学ホームページに公開している。

○歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシー

歯科衛生学科は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第3号、さらに「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を教授し、歯科衛生の方法を用いて他職種と協働し、人びとの生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」という教育目的に基づき設定した教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目

を、2年次に専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等を、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。

歯科衛生学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

- 1 教養科目「人間と社会生活の理解」「科学的思考の基礎」、専門科目「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の基本的枠組みにより、歯科衛生に関する知識と技術を基礎から応用まで段階的に学び、相談援助関連の科目を配置し、歯科衛生が実践できるコミュニケーション能力を育成する。
- 2 教養科目「科学的思考の基礎」の学びを基礎に、「専門基礎教育科目」に歯科衛生統計学を配置し、「専門教育科目」での実習及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、論理的視点を培う。
- 3 問題解決型授業や演習などを組み込んだ科目及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、人々の健康における諸問題を発見、分析し、解決へとつなげる力を養う。
- 4 社会保障、保健医療福祉サービス関連科目及び臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修を通して、歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 5 健康科学、社会福祉、介護福祉及び生命倫理関連科目の履修を通して、専門職業人としての良識と倫理観を養い、他職種と協働、連携ができる能力を醸成する。
- 6 教養科目「人間と社会生活の理解」の学びを基礎に、歯科衛生に関する科目に加え、隣接医学、食生活、歯科受療支援関連の科目を展開し、健康を多面的にとらえ、対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識を養う。

1年次には、教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次には、専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等を段階的に学び、3年次には、多様な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法を更に深く学べるように編成しています。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

○社会福祉学科のカリキュラム・ポリシー

社会福祉学科は、社会福祉専攻及び介護福祉専攻の2つの専攻で構成されている。本学科のディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置し、専攻ごとにカリキュラムを編成している。

社会福祉学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

(社会福祉専攻)

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「健康とスポーツ」

「総合」の群により、問題解決力と論理的思考力を養う。「人間と自然環境」「知の技法」では、コミュニケーション・スキルや数量的スキル及び情報リテラシーの能力を養う。

- 2 社会福祉の基礎となる科目では、社会福祉制度の仕組みを理解し、人間の価値や尊厳・福祉観の形成及び倫理観と自己管理能力を培う。
- 3 社会福祉士養成に関する科目では、利用者のニーズ把握と相談援助ができ、高度な社会福祉専門的知識と技術を有し、市民としての社会的責任を遂行する能力を養う。
- 4 学科共通科目では、保健医療分野と連携しチームワーク、リーダーシップなど他者と協調・協働して行動できる能力と生涯学習力を養う。
- 5 保育士養成に関する科目では、保育の本質、目的、内容及び方法について学び、多様な現代的ニーズに対応できるように、論理的思考力と創造的思考力を身につける。
- 6 保育実践演習・卒業研究では、実習等を通じてこれまで獲得した知識、技能、態度を総合的に活用し、統合的な学習経験と自己管理能力や生涯学習力を養う。

(介護福祉専攻)

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「人間と自然環境」「知の技法」「健康とスポーツ」の群により、社会に貢献する人材の基盤となる、豊かな人間性、倫理観、総合的判断力を養う。
- 2 介護福祉論、認知症の理解、障害者の生活の理解等の科目に加え、基礎介護技術、生活支援技術、応用介護技術等を段階的に学ぶことで、利用者の生活を支える専門的知識・技術を身に付ける。
- 3 人間関係と援助技術、介護実習等の科目を土台として、福祉経営とリーダーシップ等を学ぶことで、他者との連携・協働、目標達成に向けたマネジメントなど、チームワークやリーダーシップに係る基礎的能力を養う。
- 4 介護過程や基礎介護技術等を土台として、発展介護過程、発展介護技術等の学びを通して、利用者の介護に係る論理的思考力や創造的思考力を身に付ける。
- 5 介護実習をはじめ、他の専門科目での学びを総合的に活用することで、介護福祉の実践者として自身の行動を律するとともに、生涯にわたって学び続ける能力を養う。

1年次には、社会福祉の基礎的知識を学び、人々の暮らしの中の様々な生活課題について、論理的思考力やニーズ把握等に対応できる専門的な知識を学びます。2年次には、サービス利用者に対する支援の方法等について学びます。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

○こども学科のカリキュラム・ポリシー

こども学科は、「子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成する」という教育目的に基づき設定した教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。こども学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、カリキュラムを編成している。

こども学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう、次のとおりカリキュラムを編成しています。

- 1 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「人間と自然環境」「知の技法」「健康とスポーツ」群からなる授業科目を通して基礎力を養い、時代の要請と地域社会にこたえる保育を創り出す力を養う。
- 2 保育の基礎理論、或いは現代的な課題に関する科目では、保育の意義と理念、子どもの心身の発達と学びの過程、保育の方法及び技術等を系統的かつ段階的に学び、保育活動を創造、展開する能力を養う。
- 3 保育の計画及び指導法に関する科目では、子ども理解に基づいた保育の立案や、保育内容の指導法を獲得することにより、子どもの実態に応じた教育・保育活動を創り出すことのできる能力を養う。
- 4 保育の技術に関する科目では、保育の表現技術を学び、子どもの表現について深く理解すると同時に、自らの表現技術を高め、実践力を育成する。
- 5 相談と援助に関する科目では、相談・援助の理論と方法の知識を獲得することにより、他の保育者や保護者、更には地域の機関と協働する上で、調和を重んじながら進めることのできる知識や態度を養う。
- 6 卒業研究では、主体的に課題を見つけて考察し、研究しようとする態度と力を養う。

1年次には、教養科目を通して保育の専門職に必要とされる教養を学び、専門科目では保育の専門職に必要とされる理論的基礎と実践的知識を修得し、2年次には1年次で学んだ内容を土台として、段階的、発展的に専門の学びを深められるように編成しています。1年次後期より、教育実習と保育実習が組み込まれ、講義と演習で獲得した知識と技術を実践力に結びつける能力をいいます。

学修成果の評価方法は、各科目の到達目標に対応して行います。

以上のことから、本学は、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーを適切に定め、公表している。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定

(初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等)

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

●教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学科・専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、学則の別表（資料1-3）に定められており、この別表では、区分や分野ごとに授業科目名や単位数が記載されている。

カリキュラム・ポリシーや教育課程の見直しは、教育の質の向上のため、各学科で適宜行われており、また、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性が保たれるよう留意している。

近年の教育課程の見直しの例として、歯科衛生学科においては、歯科衛生学科の修業年限が2年制から3年制に変更されて15年が経過し、その間、我が国における社会の人口構造や疾病構造が大きく変化し、歯科衛生士はチーム医療の一員として周術期医療に参加したり、周産期から高齢期、又は要介護者や障がい者など特別な配慮が必要とする患者への対応、口腔機能防止への介入や在宅医療等における他職種連携に至るまで、地域の中での参画が求められる場が年々増加し、多様化している。そこで、令和2年度に、社会的ニーズ及びこれまでの歯科衛生教育の改訂された分を本学の歯科衛生士教育に反映させるため、科目の新設・廃止、科目区分変更、単位数変更、時間数変更、開講時期変更など教育内容の大幅な見直しと俯瞰的視点から科目の再編成を行い、新たな教育課程として文部科学省の認可を受け令和4年度から施行した。

また、社会福祉学科では、令和2年度に、社会福祉専攻の専門科目について、専攻の保育士・社会福祉士養成教育の独自性やその教育の効果を高めるため、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」他2科目を選択科目から必修科目に変更して令和3年度から施行した。

教養科目（一般教育等）では、統計学関係の科目をより現代社会で必要とされる実践的なものとするため、「統計学入門」を「データサイエンス入門」に科目名称を変更したうえ、「標本調査」を新設し、平成31年4月から施行した。これらの科目は、各学科・専攻の教育課程の中に反映されている。

●教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位の設定、個々の授業内容及び方法、授業科目の位置付け、各学位課程にふさわしい教育内容の設定など

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目、専門科目の順次性や体系性に配慮した教育課程の編成に努めている。

また、本学では、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、保育士及び幼稚園教諭を養成する課程を有しており、資格を取得するために必要な専門的知識、技術を習得するための科目を設定している。

授業科目の位置付けについては、各学科・専攻の授業科目のうち「必修科目」は、教育目標を達成するために必要な科目として、「選択科目」は学生が学ぶ分野や興味に合わせて選

択する科目となっている。ただし、学生が目指す資格、免許を取得するためには選択科目の中であっても、必修として履修しなければならない科目があり、これら科目については、履修要項で明示している。

各学科・専攻における個別の例は次のとおりである。

○歯科衛生学科

歯科衛生学科の「専門教育」は、教育段階に応じた教育目標を持ついくつかの科目群によって構成されている(資料1-6 履修要項 p.69, p.99 履修科目表)。そして、「専門科目」は「専門基礎教育科目」と「専門教育科目」の2段階で成り立っている。「専門基礎教育科目」は疾患理解のための医学系科目や患者理解のための社会、心理学系科目によって構成され、「専門教育科目」は歯科衛生領域のより専門的な知識、技術の修得に主眼を置いた科目で構成されており、順次的な履修と科目全体の体系化を行っている。各授業科目の配当年次を明記しており教育課程の順次性を確保している。基礎的な内容から、より専門的な内容へと積み重ねることにより、着実に学修が進むよう顧慮して編成している。また、歯科衛生学科の授業科目の単位数は、短期大学設置基準第18条と歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第3号の規定に準拠しており、学則に定めている。前期・後期15週にわたって授業を実施するとともに、シラバスに記載した授業を展開し、単位制度の趣旨に基づいて単位を授与している。歯科衛生士の国家試験受験資格取得のために必要な科目はすべて必修科目となっており、学生の資格取得をカリキュラム面からも支援している。

個々の授業科目の内容及び方法について、シラバスは、統一書式で作成のうえ、本学ホームページ(資料4-4)に掲載している。シラバスの形式・誤字脱字に関しては教務委員が点検のうえ、書式不備がある場合に科目担当者に改善を依頼し修正を確認している。シラバスの記載内容の適切性、Taxonomy と評価方法の妥当性については従前どおり科目担当者自身の責任としている。シラバスに準じた授業実施であったか否かに関しては、学期末に実施する「学生への授業評価アンケート」にて受講者観点からの評価を参照できる。

授業科目の位置づけに関して、教養科目、専門科目の基本的枠組みより歯科衛生に関する知識と技術を基礎から応用まで段階的に学び、歯科衛生が実践できる授業科目を配置している。教養科目、専門科目の選択必修科目では、順次的に選択履修できるように配置体系化している。専門科目では歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第3号に準拠し、社会における職能的ニーズ及び国家試験出題基準の拡大化・高度化を反映し、従前科目の大幅な見直しと俯瞰的視点からカリキュラム改正を行い、令和4年度入学生から適用している。

歯科衛生学科では、各科目の目標を達成するために最も適した授業形態で、講義、演習、校内実習、臨地実習等をバランスよく、有機的に連携させて配置している。初年次教育では、幅広く教養を身につけるため、教養科目や専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目を履修し、高等学校教育から大学教育への移行がスムーズになるよう配慮している。さらに令和3年度入学者(総合型選抜・学校推薦型選抜)に対して新たな入学前教育システムを導入し、学習意欲の継続と基礎学力の向上に努めた。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、1年次前期よりキャリア支援センター専門員及びキャリア支援委員よりキャリアガイダンスを行い、1年次から3年次にかけて順次、継続的・体系的なキャリア形成に努めている。学生の社会

的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施ができています。

○社会福祉学科

社会福祉学科では、教養科目及び専門科目（実習を含む）で構成される指定の条件で社会福祉専攻は合計 66 単位以上、介護福祉専攻は 99 単位以上履修することが卒業要件となっている。また、現場の実習を中心に据えた 2 年課程において「教養教育」→「専門基礎教育」→「専門教育」と順序立てた科目配置には困難を伴うが、「教養教育」科目はなるべく 1 年次に、「専門科目」のうち、基礎的な対人援助の知識や技術を修得する科目は 1 年次後期から 2 年次前期に、「専門科目」のうち、応用すべき対人援助の知識や技術を修得する科目は 2 年次にそれぞれ配置している。また、授業科目の単位数は、短期大学設置基準第 18 条及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の規定に準拠しており、学則に定めている。また、各授業は、シラバスに記載された内容に基づき前期・後期 15 週にわたって実施され、単位認定の基準を満たした場合に単位を授与している。

社会福祉専攻の「専門教育」は、対人援助や専門職連携の方法を学ぶための「学科共通科目」、保育や社会福祉の専門職として身に付けるべき対人援助の基礎的な知識・技術及び応用的・実践的な専門知識と技術を修得するための「社会福祉士専門科目」「社会福祉士・保育士共通科目」、「保育士専門科目」、学生の関心を高めるための「総括科目」の科目群から構成されている。このうち、本専攻におけるコアカリキュラムとなる「社会福祉士専門科目」は、さらに 5 つの小群に分けて設置されている。「人・社会・生活」は、クライアントとの対応や適切なサービスの選択を支援するための知識を身につけるために設置にされている。「相談支援の理念と方法」は、課題を抱えたクライアントとの対応、適切なサービスの選択を支援する技術、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術、専門職としての高い自覚と倫理、利用者本位の立場に立った活動の実践力等を身につけるために設置されている。「地域の基盤整備」は、地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術等を身につけるために設置されている。「サービス関連」は、虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識を身につけるために設置されている。「実習」は、以上の身についた知識及び技術の実践のために設置されている。なお、社会福祉士指定科目として、「教養科目」2 科目及び「専門科目」24 科目が必修となっている。

また、保育士資格を取得するために、「教養科目」3 科目及び「専門科目」27 科目が必修となっているほか、「専門科目」10 科目から 6 単位を選択し、4 科目設置されている実習及び実習指導から 2 科目を選択することになっている。なお、保育士資格に係る必修科目は、以下の 5 つの系列と保育士選択必修科目を加えた計 6 系列から構成されている。

- 1 「保育の本質・目的に関する科目」は、保育原理、教育原理、児童家庭福祉、社会福祉、社会的養護の意義、相談援助の概要を修得させる内容を提供している。
- 2 「保育の対象理解に関する科目」は、保育者の役割、保育実践のための心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、家庭の意義と機能、保育の計画、展開、評価などを修得させるための内容を提供している。
- 3 「保育の内容・方法に関する科目」は、保育所保育指針に基づく保育の基本と保育内容を理解し、子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の 5 領域の観点か

らとらえ、子ども理解を深めながら学ぶための内容を提供している。

- 4 「保育実習」は、保育実習の意義目的を理解し、実効ある保育実習のために事前講義を学び、実際の実習においては、保育所、児童福祉施設での保育の実際を学ぶための内容を提供している。
- 5 「総合演習」は、保育の課題として「少子化、児童虐待、長時間保育と子どもの発達、幼稚園・認定こども園・小学校の連携」について分析、考察、検討を行い、子どもや保護者に対する援助の技術・方法を学ぶ。さらに保育士資格を取得するために習得したすべての科目や実習の学びを踏まえ、知識技能を修得したことを確認するための内容となっている。

また、介護福祉専攻の「専門教育」は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条の規定に基づき、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」、「介護」、「医療的ケア」の4つの領域に、本学独自の「学科共通科目」と「総括科目」を加えて構成されている。「総括科目」には、上記4つの領域を総括し、関連性を確認しながら知識の定着を図るため介護福祉演習を置いている（資料1-6 履修要項 pp.263-265 履修科目表）。これらは、講義又は演習によって、介護福祉士の資格取得に必要な知識・技術を修得できるように組み立てられている。上記4領域の科目として、「人間と社会」領域では、「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」、「その他」に配当されている計12科目において、介護実践の基盤となる教養と、社会保障の制度施策についての基盤的な知識を修得させるための内容を提供している。また、「こころとからだのしくみ」領域では、「こころとからだのしくみ」、「障害の理解」、「認知症の理解」、「発達と老化の理解」に配当されている計10科目において、介護実践に必要な心と身体の仕組みについての知識や、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などにおける心理・社会的なケアに関する基礎的知識を修得させるための内容を提供している。「介護」領域では、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」に配当されている計26科目において、基本的な介護の知識・技術をはじめ、自立支援や介護過程の展開方法についての知識を修得させるための内容を提供している。「医療的ケア」領域に配当されている計3科目においては、医療職との連携のもとに医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得させるための内容を提供している。このほか、社会福祉主事任用資格を取得するために、その指定科目として3科目（社会保障論、児童福祉論、公的扶助）を配当している。なお、科目選択を可能とするため、令和5年度からは介護福祉論Ⅰ及び介護福祉論Ⅱを指定科目として追加するよう、準備が進められている。

○こども学科

こども学科の「専門教育」は、多様化する教育・保育ニーズに応えるため、対人援助や専門職連携の方法を学ぶ「学科共通科目」、「幼稚園教諭二種免許」「保育士資格」に必要な「専門科目群」、更に「自ら学び続けることのできる保育者」としての資質を育てる「総括科目」から構成されており、保育についての段階的深化を目指す教育課程を編成している。

具体的には、普遍的な対人技術について学ぶ「学科共通科目」、保育の基礎科目である「保育の基礎理論」、保育計画や指導法について学ぶ「保育の計画と領域・指導法」、「幼小連携」、

音楽や図工、心理などの保育技術を学ぶ「保育の技術」、教育相談や子育て支援について学ぶ「援助と技術」、福祉について学ぶ「援助と相談」などがある。また、「教職教養科目」も置いている。

なお、基礎的学習に付加する科目として、1年次後期から「保育士選択必修科目」、教育・保育実践として「教育実習と実習指導」及び「保育実習と実習指導」、実践の学びの総括として「保育・教職実践演習」がある。

また、こども学科では、学科の掲げるアドミッション・ポリシーにある「自ら学び続ける保育者」を育成するための総括科目として「卒業研究」を配置し、個々の興味関心に応じた探求的学習をゼミナール形式で実施している（資料 1-6 履修要項 pp.319-321 履修科目表）。

○教養科目の考え方

本学における「教養教育」については、履修要項（資料 1-6）に「保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うこと」と記されている。これは、短期大学設置基準第5条を念頭に置いたものである。

これを達成するにはまず、幅広い分野からの知識を得ることが重要である。本学では、学生が自身の興味に従いさまざまな分野から教養科目を選択できるよう、幅広い分野から全29科目を提供している。しかし同時に、学生が自らの興味のみ偏った選択をすることのないように配慮もしている。すなわち、教養科目を特徴によって7群に分け、ほぼすべての群から選択履修するよう卒業要件で定めている。

すべての教養科目は、科目ごとだけでなく群ごとにも教育目標を有するが、本学の教養教育の目標と軌道が沿うように配慮されている。医療福祉保育の専門職者の養成を目指す本学では、「倫理性を培う教育」は重要課題であり、全学科が意識している問題である。教養教育では、「人間理解」「人間と現代社会」の科目群（「現代と哲学」「現代と歴史」「生命と倫理」など）がこれを担っている。

教育課程の検証については、毎年度末の学科会議において議題としている。その結果、令和元年度には、従来から要望していた情報リテラシー教育とデータサイエンス教育の教員の採用、「統計学入門」から「データサイエンス入門」への科目名称変更、及び新たな科目「標本調査」の開講を実施した。（資料 2-7）また、科目担当教員毎に授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業の内容や方法の調整・改善を行っている。（資料 4-18）

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等
--

の明示) 及び実施 (授業内容とシラバスとの整合性の確保等)

- ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 (教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
- ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり (教育の実施内容・状況の把握等)

●単位の実質化を図るための措置

本学では、学則に定めるとおり、教養科目及び専門科目の授業科目を開設し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則って教育を実施している。各学科・専攻はそれぞれの専門領域に応じた授業形態を採用し、授業の方法及び内容、学生のニーズを踏まえた履修すべき教養科目、専門科目の履修順の目安等を冊子体の履修要項 (資料 1-6) 及び本学ホームページ (資料 4-4) に明示している。

また、単位の計算法については、学則に次のとおり定めている。

(単位の計算法)

第 22 条 各授業の単位数は、1 単位の履修時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって1単位とする。

1 年間の授業時間については、学則に定めるとおり定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則としている (第 23 条)。授業は前期・後期の 2 学期に分けて実施し、15 週をもって1学期、30 週をもって1学年としている。その他、定期試験や集中講義等に 5 週を割り当てている (資料 4-5)。

なお、本学では、1 年間の履修登録単位数の上限は設定していないが、各学科の特性に応じた教育課程の編成を行っており、教育目標の達成に向け、講義、演習、実習をバランスよ

く配置している。また、1年間の授業の計画及び学生生活に関すること、学生支援、各種相談窓口については学生便覧（資料1-5）に明示した上で、学習指導を行っている。

●シラバスの内容及び実施、授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

授業は、シラバスを基本として展開している。シラバスは、開講科目ごとに作成し、年度初めに全学生、全教員に配布される印刷体の履修要項（資料1-6）及びWeb学生サービス支援システム（資料4-6）上に掲載している。シラバスには、科目名、学科（専攻）・学年、単位数、開講年度学期、授業区分、聴講の可否、担当教員、授業の目的（GIO）、授業の到達目標（SBOs）、授業の計画と内容、評価の方法、テキスト、参考書、学生へのメッセージを記載している。また、教員免許取得のための必修科目については、学校教育法施行規則に定める科目区分、各科目に含めることが必要な事項についても記載している。シラバスの記載方法については、学生室、教務委員を通して全教員に周知している。

科目担当者から提出されたシラバス原稿は学生室及び学科教務委員が確認後、必要に応じて修正等を依頼し、記載内容の適正化を図っている。

なお、学期開始後に授業内容や方法を変更する場合には、授業時や、Web学生サービス支援システムを通じて学生に周知している。特に、COVID-19拡大等の理由により、授業の内容、方法等を変更する場合には、学生には事前に丁寧な説明を行っている。

●学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法、学習の進捗と学生の理解度の確認、授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学生室では、常に科目履修や単位修得状況確認、教育施設設備の調整などを通じ学生の学習支援を行っているほか、「目安箱」（資料1-5、p.21）に投書された学生からの疑問や意見については、学生室を中心に、内容に応じて関係部署と連携をしながら解決に当たっている。

各科目担当者は、授業内で予習・復習等の指示を行ったり、課題を提出させたりすることで学生の自習を促し、単位の実質化を図っている。

また、平成20年度から全学的にチューター制度（資料4-7）を導入し、各学科では、チューター、学生委員、教務委員等を中心に、学習習慣づくりの支援を含めて個々の学生に応じた学習指導を行っている。

学生全員を対象とした履修指導は、学生室が中心となって行なっている。履修方法の指導は、履修方法や履修科目の登録方法などを記した冊子体の履修要項及び学生便覧を全学生と教員に配付することにはじまる。年度当初（前期）には、学生室によるガイダンスとともに全体オリエンテーション及び学科別オリエンテーションを実施し、履修指導を行っている。後期についても適宜、学生室及び教務委員等が履修についての注意事項を伝えて、履修上の手続きのミスを防ぐようにしている。講義の時間割（資料4-8）については、前期、後期別に決定後、学生及び教職員がWeb学生サービス支援システム上で履修科目や時間割の確認ができるようにしている。学生室では随時、学生の履修相談に応じるとともに、履修登録の指導を行っている。

歯科衛生学科では、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、Web学生サービス支援システムを活用し、授業資料の掲示、課題提出、学生への情報伝達等を行

っている。科目によっては、グループワーク、アクティブラーニングを導入し、学生が主体的に参加できるような工夫を行っている。学習の進捗と理解度については、科目によって、授業内での小テストやコメントシート等により把握し、授業運営に活用している。授業の履修に関する指導は教務委員が説明を行い、チューター、クラス担任が必要に応じて行っている。

社会福祉学科では、学修の総括と応用・発展を図るため、専攻の枠にとらわれずに学生が教員の提示したテーマから興味あるものを追求できるようゼミナール形式の科目を設定している。学生に対する履修指導については、チューター、教務委員、学生委員が連携して、授業科目の履修状況や授業の出欠状況などを確認し、学生の相談に応じるとともに必要なアドバイスを行っている。なお、学生に対する履修指導を徹底させるため、教務委員を社会福祉専攻及び介護福祉専攻に一人ずつ配置している。また、社会福祉専攻では、多くの学生がゼミナール「社会福祉演習」を履修し、両専攻のいずれかの教員のゼミナールに属していることから、ゼミナール担当教員も協力している。

こども学科では、チューターを中心にすべての学科教員が連携して学生の履修や生活の指導等を行っている。定期的にチューター面談を行い、学業や生活面、進路に関するきめ細やかな指導を行っている。欠席が目立つ学生等、個別指導の必要な学生がいる場合、チューターを中心にすべての学科教員が情報共有しながら適切に対応している。こども学科では2年間の学びの集大成として「卒業研究」を行っており、2年生は3～4名のゼミに所属する。ゼミ担当とチューターは同じ教員が担当するため、学生と密な人間関係に基づく履修指導・学修支援を行うことができている。

教養科目では、学生の理解度はリアクションペーパーや小テスト、試験、課題などによって確認している。授業内や授業課題でグループワークを課し、学生の主体的な参加を促している。科目によっては、学生へ選択肢を提示し、授業内容を選択できるように工夫を行ったり、学生のニーズに応じた個別の学習指導を行ったりしている。また、COVID-19の蔓延状況に応じオンデマンド型と対面式を併用する等して、教室での密を避けつつ学習効果の維持・向上を図るよう授業形態の工夫もしている。

●授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

歯科衛生学科では、授業形態の特性から、少人数での実施のため1授業あたりの学生数を制限している科目がある。多くの科目では学生数を制限していないが、実習科目の場合は、歯科用ユニット等、設備が不足しない人数である。

社会福祉学科では、社会福祉専攻における授業方法等の工夫として、「保育内容の理解と方法（音楽）」ではピアノや管楽器などの演奏技術を学習するが、その科目特性から個別指導が望ましいことから、各回の授業では学生一人当たり20分の個別のレッスン時間を確保している。

また、介護福祉専攻においては、介護技術の修得には理論の理解を基礎として、教員の技術方法を見て正しく再現し、それを教員に確認してもらい、さらに練習を重ねる過程が必要であることから、「基礎介護技術」、「応用介護技術」、「発展介護技術」の各授業科目においては教員1人の担当学生数が10人以下となるよう小グループ化し、指導する工夫をしている。

こども学科は学生が1学年約30名に対し教員は8名であるため、少人数制の指導を実現できている。「保育表現技術（音楽）」では、毎回の授業で学生一人当たり20分のレッスン時間を確保するとともに、さらに指導を希望する学生には授業外にも個別指導を行っている。

教養科目においては、学生の人数と比較して数が多く、一部の科目を除けば少人数となっている。質疑応答や、学生の理解度に応じた課題設定、フィードバックを行いやすく、きめ細かい指導が可能である。

●各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

短期大学部質保証委員会に、教育課程、学習成果などについて点検、評価する仕組みが構築されている。

また、教育の質を保証する取り組みとして、令和元年度において自己点検・自己評価委員会（現在は短期大学部質保証委員会に変更）による施設・設備の使用感と安全性に関するアンケートの実施により、現状と改善課題の把握を行った（資料2-7）。

授業の目的、目標の明示等の授業のあり方については、平成14年度から授業方法改善の取り組みの一環として実施している授業評価アンケート（資料4-9）を通じて確認している。授業評価アンケートは、「シラバスに授業の目的、授業の到達目標、授業の計画と内容、評価の方法が明示されていた。」「授業は、シラバスに沿った計画と内容で展開されていた。」「授業の目的と到達目標から見て、授業の難易度は適切であった。」等の項目で構成されており、その結果については科目担当者に還元し検討後、FD委員会で検証し、「FD活動報告書＜自己点検・自己評価報告書＞」で公表している。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

●成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学は、短期大学設置基準第11条の2第2項に従い、学修の成果に係る評価及び卒業の

認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行っている。成績評価については、学生便覧及び本学ホームページに記載している学則第 26 条（成績の評価）に「授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種の評語を持って表し、秀・優・良・可を合格とする」と規定されており、それに基づき、静岡県立大学短期大学部履修細則（資料 4-10）に必要な事項を定め、履修要項「6 試験及び成績査定」（資料 1-6 pp. 22-23）に「秀・優・良・可・不可の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。成績評価の区分は、100 点を満点としたとき、秀：100～90、優：89～80、良：79～70、可：69～60、不可：59 点以下を目安とする」と成績について明記している。また、「講義・演習及び実験・実習・実技の受講が実施回数の 8 割に満たないときは、科目担当者が認めた場合を除き、修得の認定をしない」こと、「試験に関する取り扱い」として、試験、試験の種類、追試験、再試験、受験上の注意等を明示している。成績評価はこれらの規定に基づいて実施されている。

単位の認定については、学則第 24 条（単位の授与）に規定されており、これに基づき、試験及び成績の評価の実施に関して履修細則に定め、履修要項及び本学ホームページに記載し、学生に周知している。成績評価の方法についてはシラバスに科目ごとに明示された「評価の方法」に従って教員が判定しており、シラバスは冊子体の履修要項及び Web 学生サービス支援システムで学生に周知している。

なお、他学等における修得単位については、学則第 25 条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）、第 25 条の 2（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）、第 25 条の 3（入学前の既修得単位の認定）に定めている。また、第 25 条の 4（単位互換に関する規定）において、「前 3 条の規定により履修した授業科目に関する単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる」「単位互換に関し必要な事項は別に定める」と規定されている。既修得単位認定に関しては、静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程（資料 4-11）で定めている。

また、成績評価に関して学生から意見を述べる機会を設けるために、平成 18 年度より「成績不服申立制度（成績の確認願）」が開始され、学生の履修科目の成績に対する不服の申し立て要領（資料 4-12）により手続きを行う。履修細則第 20 条に「履修した科目（学外実習を含む。）の成績について疑義があるときは、別に定める要領に基づき、成績を入手した日から起算して 7 日以内に確認願を学生室に提出することができる」と定め、冊子体の履修要項及び本学ホームページ上の履修要項で学生に周知している。

また、各学科等における対応は以下のとおりである。

歯科衛生学科では、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等は履修要項に記載されている。学生への授業評価アンケートで、履修要項に基づいた授業がなされているかについて評価を行い、フィードバックを行っている。

授業形態による教育効果、授業時間以外の自主的な学修等を考慮して単位数を定めている。履修要項で、事前学修、事後学修について記載している科目もある。

既修得単位等の適切な認定に関しては、入学時に申請され、教務委員会、教授会の審議を経て認定を行っている。静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程により、取り扱いを定めている。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置として、シラバス作成のガイドラインに基づき、履修要項に評価の方法を記載し、あらかじめ定められた授業の内容や質が保証され、公平・公正な成績評価を受けることができるよう配慮している。

社会福祉学科における成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従って行っているが、入学時及び新年度のガイダンスで学生に説明して周知を図っている。シラバスには成績評価の方法やその割合が明示されているが、さらに各教員が授業開始時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。

なお、実習関連科目については、実習指導教員の評価、各実習担当教員の評価、実習記録（日誌）、実習報告会、実習報告集等の複数の項目により総合評価を行っている。また、複数教員で担当するオムニバス形式の科目では、各教員間で連携を取りながら、適切な成績評価が行えるような体制を取っている。

単位認定については、学則に基づき単位認定を実施している。社会福祉専攻における実習関連科目については、合同実習運営委員会の審議を経たのちに単位認定をしている。また、介護福祉専攻における実習関連科目については、介護実習運営委員会での審議を経たのちに単位認定をしている。

こども学科では、成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従い実施している。学生には、入学時及び新年度（2年次）のガイダンスで丁寧に説明し、周知を図っている。

シラバスには成績評価の方法とその割合が明示されているが、さらに各教員が授業の初回時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。

実習関連科目については、授業や実習報告会等、実習指導時の評価、実習時の評価、など複数の項目により総合評価を行っている。また、複数教員で担当するオムニバス形式の科目では、各実習運営委員会において教員間で連携を取りながら、適切な成績評価が行える体制を取っている。

単位認定については、学則に基づき単位認定を実施している。実習関連科目については、各実習運営委員会等の審議を経たのちに単位認定を実施している。

教養科目においては、成績評価、単位認定については、学則及び履修要項で定められた基準に従って実施している。シラバスにはレポート・試験等の、成績点に占める割合が明示されているが、さらに各教員が授業開始時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている（資料 1-6）。

例年、数名の既修得単位認定の申請があり、申請内容について、教務委員が科目担当者に適宜確認するなどして対応している。

●学位授与を適切に行うための措置

本学では、学則で卒業及び資格に関する基準を定めており、卒業要件を満たした者については、学則及び学位規程（資料 4-3）に基づき、卒業認定及び学位授与の手続きを行っている。

卒業の要件に関しては、学則第 36 条（卒業の要件）に定めており、卒業認定に関しては、学則第 36 条の 2（卒業）に「前条の卒業要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている。

学位授与に関しては、学則第 37 条の 2（学位授与）において、「第 36 条の 2 の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する」と定めている。付記する専攻分野に関しては、学位規程第 2 条（付記する専攻分野）において、「本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、学科ごとに次のとおりとする」とし、「歯科衛生学科：歯科衛生学、社会福祉学科：社会福祉学、こども学科：こども学」と規定している。

4.1.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

●分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、学則に定められた本学の目的である「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」ことを目指して、ディプロマ・ポリシーで卒業認定、学位授与のために身に付けるべき能力を示し、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。各学科・専攻の卒業要件及び国家資格又は国家試験受験資格の取得方法についても学則で定めており、学生便覧や履修要項、本学ホームページに明記し、学生が目標を達成できるよう、教育及び学生支援を実施している。

その成果として、歯科衛生士の国家試験については、本学新卒者の合格率は全受験者の合格率を上回り、平成 28 年度以降は 6 年連続 100%の合格率を達成している（資料 4-13）。また、社会福祉学科社会福祉専攻卒業生の半数は保育士資格を取得しており、社会福祉学科介護福祉専攻卒業生の介護福祉士資格取得率は令和元年度以降、3 年連続 100%を達成している（資料 4-13）。こども学科については、平成 28 年度の学科設置以降、毎年 9 割以上の卒業生が幼稚園教諭二種免許状を取得している（資料 4-13）。令和 4 年 3 月卒業者のうち、就職希望者の就職率は歯科衛生学科、社会福祉学科介護福祉専攻、こども学科が 100%、社会福祉学科社会福祉専攻が 93.3%であり、直近 3 年間はほぼ 100%で推移している（資料 4-13）。

歯科衛生学科では、科目によって、履修を通じ学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された能力が習得されたかについて評価の基準を作成し、その科目に相応しいような多様な評価を行っている。一部の専門科目においては、事前・事後で学生自らが自身を評価するような仕組みを導入している。

学習成果の把握のためのツールとして、学習評価の観点・基準を定めたルーブリック、学習ポートフォリオ、アンケート調査、コメントシートへの記載など試みを行うなど、準備を進め、個々の学生の具体的な学修履歴の把握に努めた。

中期計画、年度計画を作成し、それに対する、実施状況、評価、それに基づく改善が必要な点の把握、実施といったステップを常時、継続して行っている。

歯科衛生学科における国家試験合格率は、6年連続100%を継続している。また、学内実習科目及び臨地実習において、シミュレーション演習や実習を通じて歯科衛生に関する専門的知識、技術、コミュニケーション能力、論理的思考力、問題解決能力を身につけている。卒業後の進路については、就職希望者の90%以上は歯科診療所に就職しており、その他、病院等への就職者もみられる。

社会福祉学科では、ディプロマ・ポリシーの5項目について、それぞれの専門科目がどの項目に該当するかの検討と情報共有を行っている。各項目に係る科目を履修し、単位認定を受けることにより、ディプロマ・ポリシーを満たしていると考えている。

そのほか、保育士を目指す学生に対して、2年次に学習を総括する必修通年科目として「保育実践演習・卒業研究」を課している。この科目は、保育に関する現代的な課題についての分析・考察・検討を行い、問題解決のための対応、判断方法について学びを深めるといふねらいを持つ「保育実践演習」と、学修した力を総合的に駆使して学生各自の課題に取り組む「卒業研究」を合わせた本学独自の科目として位置づけられている。学生は、少人数制の各ゼミナールで指導を受け、学びの集大成としての成果物を仕上げる。当科目を履修することにより、最終的に、本学の教育目標に即した「地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的発展向上させる能力」を身につけた、相談援助のできる保育士が養成されており、これは保育士としての就職状況が保育所保育士から保育所以外の児童福祉施設保育士に至るまで多岐にわたっていることから確認できる。

また、社会福祉士を目指す学生は、本学卒業後に実務経験（2年間）を経ることで社会福祉士国家試験受験資格が得られることから、実務経験を積んだ本学卒業生を対象に毎秋、社会福祉士国家試験対策講座（資料4-15）を開講している。なお、令和4年2月に実施された第34回社会福祉士国家試験では、本学卒業生25人が受験し、9人が合格した（合格率36.0%）（資料4-15）。この合格率は、福祉系大学等ルート（福祉系短大等＋実務経験）の部門で全国1位であった。

また、介護福祉専攻では、2年次後期に実施される公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験や他の模擬試験の結果を踏まえ、チューターを中心にすべての専攻教員が連携して学生一人ひとりの弱点克服に向けたアドバイスや指導などを行っている。介護福祉士国家試験では、令和元年度卒業生28名中28名合格、令和2年度が卒業生32名中32名合格、令和3年度が卒業生29名中29名合格しており、国家試験合格率3年連続

100%を達成している。前述したアドバイスや指導などの成果が現れている。

こども学科のディプロマ・ポリシーは5つの小項目に分かれており、こども学科の教育課程の検証委員会でそれぞれの科目が該当するかの検討がなされている。これらの科目群を履修し、単位認定を受けることで、ディプロマ・ポリシーを満たしていると考えている。また、卒業生は、9割以上が保育関連の就職をしている。

教養科目においては、成績評価の方法をシラバスに明示している（資料 1-6）。一般教育等は、医療福祉保育分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標としており、実際に成果を確認できるのは卒業後であると思われる。しかしながら、本学卒業者のうち、就職希望者の就職率はほぼ100%であり、各国家試験の合格率も高いことから、教養科目もそれらの成果の一端を担っていると考えられる。

●学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学では、卒業式に合わせ、卒業生を対象としたアンケートを実施し、学生の学習成果の把握に活用している。

その成果として、令和3年度の歯科衛生学科の卒業生アンケート（資料 4-16）によれば、「本学に入学して良かった」理由として、82.4%が「専門的な知識や技術力が身についたから」と回答しており、歯科衛生士として必要な能力の修得ができたものと考えられる。

また、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力、資質が社会人となってからの職務や生活に合致しているかを検証するため、卒業後社会人経験を積んでいる卒業生を対象としたアンケートを実施し、把握に努めている。

●学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握方法の一つとして、卒業後に社会人経験を積んだ卒業生に対するアンケート調査の実施があるが、令和4年度に短期大学部質保証委員会において、導入を検討し実施した。その後、各学科・専攻等においてアンケートの結果について検討を行い、その結果を本学ホームページに公表した。今後は、アンケート内容等について改善を図り、学習成果の把握に活用していく。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、短期大学部設置基準第11条の2に従い、授業の内容及び方法の改善に向け組織的な研修及び研究を実施するために、静岡県立大学短期大学部教授会規程（資料 4-17）第9条の規定に基づく専門委員会として、FD委員会（資料 2-19）が置かれている。

また、平成14年度から、全ての教員の担当科目において学生による授業評価アンケートを実施しており、5段階評価の集計結果及び自由記述の全てを本人に通知している。全ての教員は、授業評価の結果に基づいた改善点等を評価コメントとして記述することが義務づけられている。教員のコメントは、翌年に公開されるFD委員会報告書（資料4-18）に掲載し、学生への説明責任を果たすと同時に、授業評価の結果を授業計画・授業方法の改善に生かす工夫がされている。また、FD委員会は授業アンケート事業のほか、大学教育の改善及び質的向上を目的としてFD講演会の実施も担当しており、授業評価アンケートで把握した課題を次年度以降のFD講演会等に生かしている。

教育環境等を含めた学生の要望に関しては、平成18年度から匿名による投書箱「目安箱」を設置し学生からの意見を聴取している。投書の回収は学生室が行い、速やかにしかるべき担当委員会・部署からの回答を専用掲示板に掲示する形で行っている。

また、卒業時には、卒業生を対象としたアンケートを実施し、教育内容の適切性等を確認している（資料4-16）。その結果はメールで全教職員に周知し、教授会で報告するとともに、結果をもとに本学における、よりよい高等教育と短期大学部のあり方を検討し、教育活動に反映させるよう努めている。

令和3年度卒業生に対し卒業時に行ったアンケート結果においては、「総合的にみて本学での教育に満足していますか」の質問に対し、「大変満足」、「概ね満足」とする回答は97.4%であった。このほか、「本学での人間性の面での教育に満足していますか」、「専門分野に関する知識修得のための教育に満足していますか」、「カリキュラムは、期待した能力の修得に役立つものとして満足していますか」等、教育内容に関する調査項目すべてで「大変満足」、「概ね満足」とする回答は9割以上であった。また、就職結果についても、「あなたは就職結果に満足していますか。」との質問に対し、「満足している」、「ほぼ満足している」との回答が85.1%であり、教育内容は概ね適切であったと考えられる。

4.2. 長所・特色

○短期大学部全体

設定、明示した教育目標及び3つのポリシーは、各学科でのカリキュラムの検証や見直しにおける拠り所となっている。また、学生による授業評価アンケート（資料4-9）などのFD活動と連携して、学生の学習意欲の向上と理解の促進を検証しつつ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した授業形態や授業方法の拡充に努めている。

また、教養教育については、7分野29科目という幅広い科目が設定されており、短期大学設置基準第5条にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための基盤が整っている。また、学内LAN及びインターネット接続環境を整備し、全学生に電子メールアドレスを与えるとともに、情報リテラシー教育を行うことで、学生が情報処理を勉学のツールとして役立てられるように配慮している。また、全学生を対象とした「学科共通科目」を設けており、保健、医療、福祉、教育・保育分野の専門職として不可欠な多職種連携の基礎となっている。

教養教育については、今後も幅広い科目設定を維持しながら、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための基盤となるよう定期的に検証を行っていく。また、学内LAN及びインターネット接続環境は引き続き整備・拡充を行い、リスク管理を含めた学生及び教職員への情報リテラシー教育を継続して実施する。

平成20年度に導入されたチューター制度については、入学・進級時オリエンテーション、臨地実習オリエンテーションなどの際に学科における教員の担当、役割を周知することに加え、チューター制度の活用を学生に呼びかけてきた結果、学生はチューターに自主的に相談する等、制度を活用するようになってきている。また、年度当初のオリエンテーション時に科目履修と卒業要件について学科の特性に合わせた具体的な説明を実施すると同時に、履修確認を必ず行なうように指導している。これにより、卒業要件を欠いたり、資格取得に必要な科目の履修漏れを生じたりすることをなくし、卒業時の確実な資格取得に結び付けている。

学習指導においては、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員等の各担当者が窓口となって学生への履修指導、学習支援を行い、学生が状況に応じてより適切なアドバイスを受けることができるようにしている。

卒業要件と資格取得に必要な科目の履修については、引き続き年度当初のオリエンテーションで学科の事情に合わせた具体的な説明を実施すると同時に、学生が自ら履修確認を行えるよう、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員が履修指導を行い、卒業及び卒業時の確実な資格取得に結び付けている。

歯科衛生学科の卒業生のほぼ全員が卒業年度の歯科衛生士国家試験を受験しており、その合格率は6年連続で100%を継続している。また、社会福祉学科介護福祉専攻では、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験しており、その合格率は3年連続で100%である。また、社会福祉学科の就職希望者の就職率は、社会福祉専攻、介護福祉専攻ともに高い就職率を維持している。具体的な就職先として、社会福祉専攻の卒業生の8割以上が、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等の福祉施設に就職している。また、介護福祉専攻の卒業生についても、8割以上が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者支援施設などの福祉施設に就職している。こども学科では、卒業生の9割以上が、保

育所、認定こども園、幼稚園、公務員（保育職）へ就職している。

今後も教育目標に沿った教育を継続し、卒業及び卒業時等の資格取得を支援する。歯科衛生学科は歯科衛生士国家試験、社会福祉学科介護福祉専攻は介護福祉士国家試験の合格率100%の継続を目指す。また、社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科の就職希望者の高い就職率を維持する。また、資格取得のみならず、専門職としての質の向上を図るため、卒業認定及び学位授与の手続きは、学則及び学位規程に基づき、引き続き厳正に実施する。

次に、各学科、専攻の長所、特色についてである。

○歯科衛生学科

冊子体の履修要項を毎年度発行し、年度初めのガイダンスにおいて、その中に掲載されている教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを公表、周知している。教育課程については、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成しており、適切なシラバス作成と履修指導を実施している。授業形態や授業内容も、科目の特性に応じて工夫できている。

学内実習科目の形成的評価目的の実技試験を継続するとともに、内容を検討し、学生の技術レベルのより一層の向上につながるよう支援を行っている。各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、ルーブリックを活用した測定などを取り入れている科目がある。歯科衛生学科の歯科衛生士国家試験合格率は6年連続で100%を継続している。歯科衛生学科の教育内容、方法は教育目標に基づいて編成されたものであるが、歯科衛生士国家試験を対象としても適正なものであると考える。

国家試験合格率100%を維持していく。令和3年度の卒業生アンケートより、「専門分野に関する知識習得のための教育に満足していますか」との質問に対し、「大変満足」と「概ね満足」を合わせると92.1%に及び、効果が上がっていると考えられる。

○社会福祉学科

社会福祉専攻では、資格取得に必要な科目履修にとどまらず、学習の総括と応用・発展を図るゼミナール形式の科目（「社会福祉演習」と「保育実践演習・卒業研究」）を配置している。社会福祉士と保育士の養成カリキュラムを組み込むため、保育士養成カリキュラムの改訂に合わせ、社会福祉援助技術現場実習を、ソーシャルワーク実習と名称を変え、実習時期も変更した。さらに、令和2年の社会福祉士養成教育カリキュラム改正を受け、専攻内の社会福祉専攻教育検討会において議論し、学生からの講義・演習における要望事項等も参考に、科目間の重複部分の抽出を行い、2年間の「教育課程」で「教養教育」から「専門教育」へ、スムーズに移行できるよう同年に教育カリキュラムを変更している。また、後期の実習が4週間から5週間に延長されたことにより、前期の実習と後期の実習の間隔が5か月に広がり、前期の実習の反省・振り返りの時間を十分に確保し、後期の実習に生かせるようになった。実習先の配置については、学生との面談を行い、できる限り希望に添うような実習配置を行っている。現場経験をより多く経験させるため、今後とも前期の実習・後期の実習の実習先を異なる種別の福祉施設・機関に配置する。

また、介護福祉専攻では、「介護福祉演習」を通年科目として配置し、介護福祉士養成教育に係る4領域（「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」）を総括

し、それらの関連性を確認しながら知識の定着を図っている。また、介護福祉士養成教育カリキュラムの改正により令和3年度から「人間と社会」領域の「人間関係とコミュニケーション」の中にチームマネジメントに関する教育が位置づけられたことを受け、「福祉経営とリーダーシップ」（必修科目：2単位（30時間））を配置した。そのため2年間の実習の経験を当該科目に関連づけるなど、科目の特性が生かされている。その際に、カリキュラム全体の時間数が増えないように、選択必修科目の単位数（時間数）を調整しながら学生の学修効果の維持・向上を図っている。また、それ以外にも、各授業科目について、厚生労働省の指針（「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」）に基づき、「教育に含むべき事項」及び「留意点」を踏まえた教育内容の設定と、それに伴うシラバス（「授業の計画と内容」）の記載方法の全面的な見直しを行い、教育の充実を図っている。

また、本学の目的である、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実地的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえる有為な人材を育成すること」の具体的な実現を継続できるよう、今後も定期的なカリキュラム・マップを用いたカリキュラムの適切性を検証していく。

また、チューター、科目担当教員などが中心となり、学生に対して科目履修の指導や学習支援を丁寧に行っている。さらに、年度当初のガイダンスにおいて教務委員による科目履修登録や卒業要件等に関する質問・相談の時間を設定している。また、授業への出席状況や学業成績が不十分な学生については、学生委員からの報告により学科会議や各専攻別会議で情報を共有し、できるだけ早期に対応できるような態勢を整えている。

なお、介護福祉専攻においては、介護福祉士国家試験に向けて個々の学生の弱点克服に向けて個別指導を行っており、3年連続合格率100%を達成しており、学生数に対する教員配置が多いという本学の特長の一つでもある「少人数教育」の利点を活かして、学生に対する学修支援をより一層充実させるよう努めている。

また、学生の就職支援について、令和3年度の卒業生数は、社会福祉専攻22名、介護福祉専攻29名であり、このうち就職希望者数は、社会福祉専攻15名、介護福祉専攻23名であった。就職希望者のうち、就職決定者数は、社会福祉専攻14名（93.3%）、介護福祉専攻23名（100%）であり、いずれも高い就職率である。今後もチューター、学生委員、キャリア支援委員などを中心に、きめの細かいアドバイスや指導を行い、高い就職率を維持していく。

○こども学科

今後も、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの周知を継続する。また、当学科では令和元年から開始したカリキュラム・マップを用いたカリキュラムの適切性の検証を、今後も定期的実施していく。

また、近隣の保育施設訪問や外部講師による講義等、地域との連携を積極的に取り入れた授業展開を行ってきたことで、幅広い視野からの実践的な学びが深まっている。全員が卒業研究に取り組んでおり、各自がテーマに沿って探究し、その成果を年度末に発表することで、自ら学び続ける保育者養成につながっている。

臨地実習に関しては、実習施設（保育所、幼稚園、福祉施設等）と、教育内容、教育目標、学生指導等について情報を共有し、意見交換を行うため、毎年1回「保育実習・教育実習連

絡協議会」を開催し、臨地実習の質の向上に努めている。また、平成31年4月の保育士養成課程・幼稚園教諭養成課程のカリキュラム改正を受け、両養成課程を併設する学科として求められる教育内容について、原則月1回開催されている学科会議の場で検討を重ね、カリキュラム改正に反映させている。

講義科目の成績評価は、各科目の担当者が責任をもって行っているが、出欠状況や課題の提出状況に課題がある学生や、学習や資格取得について悩んでいる学生については、毎月の学科会議で科目担当者、チューターが中心になって情報共有を図り、早期の対応に努め、支援を行うようにしている。また、チューターは年度に数回の面談を行うことで、学生の現状を把握することに努めている。履修指導については、年度当初のガイダンスで、教務委員による科目履修と卒業要件に関する説明を行っている。また、後期に履修登録する科目のうち履修忘れをしやすい科目については、特定の科目の中で年度初めのガイダンスのように丁寧に確認するようにしている。このような丁寧な指導体制を取ることで、学生一人ひとりの単位修得及び卒業を支援している。

半期に1～2回実施しているチューターごとの個別面談の状況を、学科教員で共有することによって、各授業などでの支援にもつながっている。今後も、チューター及びゼミナール担当教員が中心となり、学生へのきめ細やかな履修指導、学習支援、進路指導などを継続して行っていく。また、より細やかな履修指導の徹底や、授業への出席状況の把握を行い、学生への適切な支援を行う。

令和3年度の卒業生数29名のうち就職希望者は28名（1名が進学）であり、全員が就職を決定している。28名のうち26名は保育職、1名は一般企業でこども関係の職に、1名は訪問看護関係の職に就いている。このように様々な進路において大学での学びを活かすことができていると考える。

今後も、チューターを中心に、キャリア支援委員や学生委員を含む学科教員の連携によって、きめ細やかな指導を行い、高い就職率を維持していく。そのために、引き続き教育内容の充実を図り、多様化する教育・保育ニーズに応えることができる、自ら学び続けることのできる保育者の育成を行う。

4.3. 問題点

本学では、教育理念、目標及び教育目的を達成するためのディプロマ・ポリシーを設定し、これに基づくカリキュラム・ポリシーを定め、公表している。また、随時見直しを行うとともに、教育課程についても見直しを図ってきた。

学習成果については、卒業生アンケート、国家試験の受験結果、卒業生の就職状況などを鑑みて成果は十分出ている。

成績評価について、これまでも適正な評価が行われているが、評価方法も様々あるため、今後も適正な評価に向け、評価方法を検討していく必要がある。

4.4. 全体のまとめ

本学では、教育目標を定め、明示するとともに、教育目標の達成に向けて、アドミッショ

ン・ポリシー（入学者受入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定め、明示している。これらの教育目標や3つのポリシーは、本学ホームページへの掲載により、学生及び教職員に周知されるとともに、広く社会一般に公表されている。また、受験生に対しては、冊子体の大学案内と募集要項にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、教職員及び学生等に対しては、冊子体の履修要項に教育目標とアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、周知している。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は教育研究審議会の審議事項であり、毎月1回定期的に開催して、これらをはじめ教育研究全般について、基本理念の実現が全学的に遂行されるよう努めている。

また、各学科におけるカリキュラム・ポリシーの達成を目指して、教育課程は教養科目と専門科目の有機的連携を図っており、随時、教育課程の見直しを行っている。

学外実習に関して、巡回指導の充実や指導者会議を定期的に行うことにより、医療機関、福祉施設、相談援助機関等での学外実習の指導者との連携を、密に取ることにより実習教育の充実を図ってきた。

教育方法及び学習指導については、各学科等において、それぞれの教育目標の達成に適した授業形態を採用し、全学的な履修ガイダンスやオリエンテーションを実施した上で、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員等が協力して学習指導を行っている。また、授業はシラバスに基づいて展開することを基本とし、確認、修正により記載内容の統一を図っている。平成27年度からは「評価の方法」で成績評価の方法の詳細とその割合を記載することを徹底し、学生に評価方法とその割合が明示されている。単位の認定については学則等に基づいて公正に行っており、既修得単位認定は静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程に基づいて実施している。また、成績評価に関して学生から意見を述べる機会が設けられている。

また、学習成果については、国家資格の取得状況、国家試験受験資格取得状況、国家試験合格率、就職実績、卒業生アンケート等により確認している。本学では、教育目標に沿って教育課程を編成しているが、国家資格取得率、国家試験合格率及び就職率の高さから、学習の成果は基準に達していると思われる。また、卒業認定及び学位授与の手続きは、静岡県立大学短期大学部学則第10章及び静岡県立大学短期大学部学位規程に基づき厳正に実施しており、適切に行われている。

以上のことから、教育課程・学習成果については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、全学アドミッション・ポリシー及び各学科アドミッション・ポリシーを定めている。

全学アドミッション・ポリシー

静岡県立大学短期大学部は、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という本学の目的を理解し、本学で学びたいという意欲を持つ学生を求めています。

こうした学生を受け入れるため、静岡県立大学短期大学部では、多様な選抜方法と多元的な評価尺度による入学者選抜を実施しています。

各学科は、それぞれ教育目標を定め、この目標を達成するために身につける能力としてディプロマ・ポリシーを定め、これに基づくカリキュラム・ポリシーを定めている。この目標や方針等を理解し、本学で学びたい学生を「求める学生像」として定め、それに相応しい学生を受け入れることをアドミッション・ポリシーとしている。受け入れ方針は各学科とも、豊かな教養と人間性を持った個の育成をめざす教養教育を基に、保健・医療・福祉・教育職としての倫理観を涵養するにふさわしい人間性と、歯科衛生士、介護福祉士、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭等の資格取得に必要な専門教育を学ぶに十分な基礎学力の両者を素地として有している学生の獲得をめざしたものになっている。また、「求める学生像」に相応しい学生を得るために、入学者選抜においては当該分野で学ぼうとする意欲と、学ぶ前提となる高等学校卒業程度の基礎学力を有していることを受け入れ方針として重視している。

「アドミッション・ポリシー」は大学案内（資料1-4）、学生募集要項（資料4-1）、入試説明資料（資料5-1）、本学ホームページ（資料5-2、5-3、5-4）等に明記し広く外部に明示している。

障害等により修学上、特別な配慮を希望する入学志願者に関しては、出願に先立ち、本学の学生室において事前に協議する機会を設けている。特別選抜に総合型選抜や学校推薦型選抜に加え、社会人及び私費外国人留学生の入学の枠を設け、多様な学生の受け入れ方法と、面接・小論文を用いた多元的な評価尺度として方針を策定している。

○歯科衛生学科

歯科衛生学科では、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職

種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」ことを教育目的としている。その教育目的を実現するために、教育目標を定め、アドミッション・ポリシーに「歯科衛生学科の求める学生像」を定めている。(資料 5-2) 参照。

○社会福祉学科

社会福祉学科では、「多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する」ことを教育目的としている。その教育目的を実現するために、教育目標を定め、アドミッション・ポリシーに「社会福祉学科の求める学生像」を定めている。(資料 5-3) 参照。

○こども学科

こども学科では、「子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成する」ことを教育目的としている。その教育目的を実現するために、教育目標を定め、アドミッション・ポリシーに「こども学科の求める学生像」を定めている。(資料 5-4) 参照。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1 : 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2 : 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3 : 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4 : 公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点 5 : 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保 (受験者の通信状況の顧慮等)

本学の入学者選抜は、本学において聴講記述試験とプレゼンテーション試験、面接試験を実施する総合型選抜、小論文試験と面接試験を実施する学校推薦型選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜と大学入学共通テストを利用する一般選抜とがある。それらのいずれについても以下に記す、各委員会と入学者選抜実施本部が統括し、公正かつ適切に実施している。

歯科衛生学科では、アドミッション・ポリシーに掲げる医療人である歯科衛生士としての資質をより多面的、総合的に評価するため、学科、各委員会で見直しを検討し、令和 5 年度入学者選抜から一般選抜において、大学入学共通テストに加え、個別試験として面接試験を導入した。

入学者選抜の適正なあり方を審議し、その厳正な執行を図るため、静岡県立大学短期大学部運営委員会（資料2-8）、入学者選抜実施委員会（資料5-5）、入学者選抜試験問題検討委員会（資料5-6）及び入学者選抜実施本部（資料5-7）を置くことが、入学者選抜監理規程（資料5-8）によって定められている。（資料5-9）

運営委員会は、入学者選抜に関する制度などの重要な事項を、入学者選抜実施委員会は日程及び実施方法を定めた年間計画などの具体的事項を所掌し、入学者選抜試験問題検討委員会は入学者選抜試験に係る聴講記述試験問題の作成、出題ミスの防止など試験問題に関する事項を所掌し、入学者選抜実施本部は入学者選抜を統括実施している。そして、選抜結果は教授会（資料4-17）の審議を経て学長により決定される。また、入学願書等の受付事務は学生室が担当している。

本学の学生募集の周知は、①本学にて催す入試説明会、オープンキャンパスによる周知、②本学以外の会場や高等学校等に本学教員が出向いて行なう周知、③インターネット上での周知によって実施されている。

一般選抜における集計及び合否決定は、公正性と公平性をもって適切に行われている。一般選抜では、大学入学共通テストの点数から基礎学力を客観的に評価している。また、個別試験を導入した歯科衛生学科では面接結果を点数化し、大学入学共通テストの点数と合わせて客観的に評価している。入学辞退があった場合には、あらかじめ定められた日程及び手順に従って入学者選抜実施委員会が高得点順に補充合格を行い、学長に報告して了承を得ている。

総合型選抜や学校推薦型選抜をはじめとする特別選抜でも、一般選抜と同様に、公正性と公平性をもって適切に行われている。総合型選抜では、聴講記述試験で理解力、文章力等を試し、面接で学修意欲や適性等を評価している。学校推薦型選抜では、高等学校から提出される調査書評定平均点により基礎学力を評価しており、出願要件として、歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻、こども学科は 3.8 以上、社会福祉学科介護福祉専攻は 3.5 程度を目安としている。学習意欲や適性等は、高等学校長による推薦と、面接における各学科専攻の評価基準に基づき評価している。小論文試験で文章の読解力、思考能力、表現力等を試し、合わせて高等学校から提出された書類審査点を加えて総合評価することにより入学者を選抜している。

社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜では、小論文試験によって読解力、思考能力、表現力等をみて、面接で学習意欲や適性等を評価している。

選抜試験の結果は、総合型選抜及び一般選抜では本学ホームページに掲載するとともに、合格した受験生に郵便にて通知している。学校推薦型選抜では高等学校長経由で志願者本人に通知している。また、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜では合否ともに本人に結果を郵送している。

各選抜の募集人員、試験科目の配点等の入学者選抜に関わる基準は、入学者選抜要領（資料 5-10）及び学生募集要項に明確に記載し公表している。

また、入学者選抜に関する情報公開については、入学者選抜情報公開方針（資料 5-11）により、自ら広く公開する情報、希望に基づき提供する情報、本人の申出に基づき開示する情報、非公開とする情報が定められている。

●COVID-19 への対応・対策の措置

総合型選抜においては、対面形式で実施していた聴講記述試験を、事前録画した動画視聴で対応した。総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人特別選抜における面接では、面接室の換気を徹底し、受験者にはフェイスシールドを配布して着用させた。

- ・令和2年度 オンライン（YouTube 限定配信利用）でのオープンキャンパスの実施。
- ・令和3年度 オンラインでのオープンキャンパスを実施。限定公開をやめ、ホームページ内での視聴を可能にした。また、受験生の利用に配慮し、視聴可能期間を延長した。
- ・令和4年度 対面式と動画公開でオープンキャンパスを実施（資料5-12）。
対面式は、COVID-19 の拡大防止のため、午前・午後の2部制で実施した。
事前申し込みとし、各回、講堂の収容定員の1/2である170名を上限とした。

また、令和5年度入学者選抜において、歯科衛生学科における一般選抜でCOVID-19に罹患するなどにより個別試験が受験できない者について、追加試験は実施せず、大学入学共通テストの成績と出願書類による総合的評価を行うこととした（資料5-13）。私費外国人留学生特別選抜においては、中止等の本人の責めに帰さない理由により日本留学試験が受験できなかった者について、日本留学試験を免除し面接時に日本語能力等を確認することし受験機会を確保した。

5.1.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学の入試制度は、一般選抜と特別選抜である総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜（社会福祉学科のみ）であるが、合格者数が入学者数とほぼ一致するのは総合型選抜、学校推薦型選抜で、他は合格しても入学の手続きに至らない、あるいは最終的に入学辞退となる事例が存在する。

全体として志願者数は中長期的には漸減している。特に近年は一般選抜で合格者の入学辞退が多くなっている傾向にあり、毎年入学定員を過不足なくおさめるために、一般選抜における合格者数の見極めが難しくなっている。歯科衛生学科、こども学科及び社会福祉学科社会福祉専攻では、令和4年度の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率はほぼ1：1であるが、社会福祉学科介護福祉専攻ではそれぞれ1：0.42、1：0.46となっており、入学定員の確保が困難な状況が続いている。この結果、本学全体では、定員と在籍学生数の比率は1：0.84となっている。

(令和4年5月1日現在)

学科・専攻		入学定員に対する 入学者数比率		収容定員に対する 在籍学生数比率
		R4入学者	過去5年平均	
歯科衛生学科		0.98	1.0	0.98
社会福祉学科	社会福祉専攻	0.85	1.08	0.95
	介護福祉専攻	0.42	0.56	0.46
こども学科		1.1	1.06	1.1
全 体		0.79	0.87	0.84

※入学定員に対する入学者数比率の過去5年平均は、平成30年度から令和4年度入学者における平均値

社会福祉学科介護福祉専攻では、志願者を確保するため、教員による高校訪問、県内外の進学相談会への出展、PR用チラシやリーフレットの作成などに取り組んでいる。

なお、全国の介護福祉士養成施設(大学、短大、専門学校)における入学定員充足率は44.2%～54.6%(平成30年度～令和4年度)であり、本学に限らず、全国的にみても厳しい状況が続いている。(資料5-14)

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の入学者選抜実施体制を公正で透明性の高いものにしていく長所の第一は、入試実施に関わる年間業務を三つの委員会等（「短期大学部運営委員会（入学者選抜に関する制度などの重要な事項を所掌）」、「入学者選抜実施委員会（年間計画、日程及び実施方法などの具体的事項を所掌）」、「入学者選抜実施本部（入学者選抜実施当日の統括実施を所掌）」）で遺漏のないよう分担し、ルーチン化していることである。短期大学部運営委員会と入学者選抜実施委員会では月に一度会議を設け、二つの委員会は互いに密に連携を取っている。これによって作業を均質化し、年度によるばらつきを排除し公正な選抜の実施ができていく。

また、長所の第二は、①選抜の本体である面接や小論文の採点に多数の教員が関わる、②得点集計やコンピュータへの入力など、人が関わらざるを得ない業務には必ず担当者とは別の複数の教員によるチェックを行う、③総合得点集計や並び替えにコンピュータを導入している、④コンピュータの出した結果をさらに教員がチェックする、⑤採点集計と合否判定に関連する作業を通じて学生の氏名は一切用いられず、受験番号によってデータが処理される、などによって過誤の発生と不正の入り込む余地を極力排除している点である。また、入学辞退者への対処手順もルール化してあることにより、公正性が保たれている。

さらに、長所の第三は「静岡県立大学短期大学部入学者選抜監理規程」に基づいて、選抜

業務の分担が明確になっていることがあげられる。入学者選抜実施委員会の委員長を学生部長が、入学者選抜試験問題検討委員会の委員長を短期大学部副部長が務めており、いずれも運営委員を兼任している。このことにより、作問時や実施上の課題などについて、速やかに対応することが可能となり、選抜における公平性の担保につながっている。また、本学はアドミッション・ポリシーにあるとおり一般教育を重んじているため、教養科目の専任教員も選抜に関わることにより、高等学校での教育内容に配慮した出題内容や採点の方針を検討することができている。

各学科では、当該年度の入学者選抜実施上の反省点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の改善に努めるとともに、入学者選抜の結果を検証している。その結果、選抜制度の改善が提案された場合は入学者選抜実施委員会及び短期大学部運営委員会で検討を行い、教授会の審議を経た後、その結果を次年度以降の入学者選抜に反映させている。

点検・評価の結果として、歯科衛生学科では、学生の受け入れ方針に基づき多面的・総合的に評価を行うため、総合型選抜・学校推薦型選抜においては、令和2年度入試から多様な面接審査を導入し、一般選抜に関しては、令和5年度入試から面接試験を新たに導入した。また、社会福祉学科介護福祉専攻では、定員割れ防止対策として「ケンタンでカイゴ！」をキャッチフレーズに、専攻独自の入試広報や県内高校訪問を行い、入学志願者の確保に努めている。

5.2. 長所・特色

歯科衛生学科における、卒業生の過去5年間の歯科衛生士の資格取得状況は、平成29年度が卒業者37名中37名(100%)、30年度が卒業者39名中39名(100%)、令和元年度が卒業者43名中43名(100%)、2年度が受験者39名(卒業者40名)中39名(100%)、3年度が卒業者40名中40名(100%)となっている。いずれも高い取得率となっており、アドミッション・ポリシーの「健康に関心があり、歯科衛生士として社会に貢献したいという意欲がある人」「基礎的な知識・学力を有し、自ら考えて学ぼうとする人」に合致した学生の受入れとなっている。また、卒業後は、歯科衛生士として病院やクリニックへ就職する者が多数いるが、本学の学びを活かした進学先を選択する者も一定数おり、アドミッション・ポリシーの「生涯にわたり学び続け、人間としての成長をめざす人」についても、合致した学生の受入れとなっている。

社会福祉学科における、卒業生の過去3年間の資格取得状況は、保育士では、令和元年度が卒業者24名中12名(50.0%)、令和2年度が卒業者24名中15名(62.5%)、令和3年度が卒業者22名中12名(54.5%)となっている。同じく介護福祉士では、令和元年度が卒業者28名中28名(100%)、令和2年度が卒業者32名中32名(100%)、令和3年度が卒業者29名中29名(100%)となっており、国家試験合格率3年連続100%を達成している。いずれも高い取得率となっており、アドミッション・ポリシーの「基礎的な学力を有し、専門職(社会福祉士、保育士、介護福祉士)として社会に貢献したいという意欲がある人」に合致した学生の受け入れが実現していると考えられる。また、進路先は、四年制大学への編入学が1~2割程度、一般企業等への就職が若干名で、それ以外の学生は福祉関連の職業に就職している。また、四年制大学への編入学もそのほとんどが福祉関係の大学へと編入学している。これは、アドミッション・ポリシーの「人や社会に関心をもち、インクルーシブな共生社会の実現にむけて積極的に取り組める人」「自ら考えて学ぶ意欲があり、多様な人々と連携・協働できる人」に合致した学生の受け入れが実現していることのあらわれと考える。

こども学科において、学科新設後の過去5年間で、卒業生の免許・資格取得状況は、幼稚園教諭免許と保育士資格の双方で、平成29年度が卒業者30名中30名(100%)、30年度が卒業者30名中30名(100%)、令和元年度が卒業者29名中29名(100%)、2年度が卒業者34名中33名(97%)、3年度が卒業者29名中29名(100%)となっている。いずれも高い取得率となっており、アドミッション・ポリシーの「保育への情熱と豊かな感性を持ち、専門性を身に付ける上で十分な基礎的学力を有する人」「子どもと、子どもを取り巻く環境に深く興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲の高い人」に合致した学生の受入れとなっている。また、就職先は保育職への就職率が高く、1割程度がそれ以外を選択するが、その内訳は、本学の学びを活かした就職先や進学先を選択しており、アドミッション・ポリシーの「周りの人々と協働しつつ社会に貢献しようとする思いを持つ人」についても、合致した学生の受入れとなっている。

5.3. 問題点

社会福祉学科介護福祉専攻の入学志願者の減少が顕著であり、入学定員の確保が困難な状況が続いている。

(入学定員に対する入学者数比率：令和4年度 42%、3年度 50%、2年度 60%、元年度 74%、平成30年度 54%、29年度 100%)

入学志願者の減少に対応するべく、より効果的な学生募集方法と入学者選抜の実施のために、入試広報の充実を推進していきたいと考える。

また、これまで行なわれてきた一般選抜における合格者数の見極めの際に用いられる、過年度の歩留率など、入学者選抜実施委員会での資料の再検討が必要である。

5.4. 全体のまとめ

本学では、アドミッション・ポリシーを適切に定め、大学案内や本学ホームページ、入学者選抜要領、学生募集要項等で公表している。また、多様な選抜方法を実施し、求める学生像に合致した人材の受け入れを行っている。入学者選抜については、規程に基づき入学者選抜実施委員会等を設置し、公正に実施している。定員管理については、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が一部で不足となっているものの、適正化のための対応を行っており、概ね適正に管理している。

以上のことから、学生の受け入れについては、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標では、人事制度の運用と改善に関して、「中期目標及び中期計画の推進や教育研究の質の向上を図る観点から、教職員の任用制度及び評価制度の運用と改善を図る。更に、中長期的な視点に立って計画的な人員確保や人員管理を行うとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりに取り組む。」と定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、教員人事について次のように定めており、この方針に沿って計画的に教員を採用・配置している。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第6 その他の記載事項

5 県の規則で定める業務運営計画

(2) 人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。

「静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部学則」第5条に、「本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く」と定めている（資料1-3）。また、教授、准教授、講師、助教、助手の資格については、「静岡県公立大学法人教員採用等規則」別表に定めている（資料6-1）。

以上のように、従来は中期計画、学則や規則により教員組織の編制、さらには教員の資格を明確に定めていたが、教職員間での共有や学外に対してより明確に表明するため、令和4年度に以下のとおり方針等を策定した。

まず、教員及び教員組織の基本的な方針を次のとおり定める。

静岡県立大学短期大学部教員・教員組織の編制に係る基本方針

静岡県立大学の理念、目標及び短期大学部学則に定める目的を十分理解し教育研究活動を実践できる教員組織を編制する。

次に、この基本方針を達成するために求める教員像と具体的な教員組織の編制方針を定めている。

静岡県立大学短期大学部 求める教員像

短期大学部の教員は、大学の理念と目標に基づき定められた静岡県立大学教職員行動規範を遵守し、教育、研究、学生支援、地域貢献、国際交流、大学・短期大学部の運営など教員として職務と責任を自覚し、その職責の遂行に全力を尽くす。

静岡県立大学短期大学部 教員組織の編制に関する方針

短期大学設置基準、歯科衛生士法、社会福祉士及び介護福祉士法、児童福祉法及び教育職員免許法等の関連法令に基づくとともに、各学科・専攻等の目的、教育目標や、卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針の3つの方針を実現するために、各学科・専攻等に適切な人員を配置する。

配置にあたっては、教育研究活動の継続性に配慮し、職位・年齢・学問分野等を考慮した教員採用方針・計画を策定する。

上記方針等については、教職員間で共有を図るとともに、本学ホームページ（資料 6-2）において掲載し、学外に対して表明している。

また、本学の教員の組織的な連携体制や教育研究に係る責任の所在についてであるが、本学では教授会（資料 4-17）を置いて全学的な教育・研究・運営について審議を行う体制が整えられている。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって組織し、「静岡県立大学短期大学部教授会規程」第3条に掲げられた授業科目の種類及びその編成に関する事項、学生並びに教育及び研究に関する施設の設置及び改廃に関する事項などを審議する。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した目的に即した教員配置（・国際性、男女比）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

**・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
評価の視点3：教養教育の運営体制**

本学の編制方針に基づく教員組織の整備状況とその適切性についてであるが、本学の教員構成は、前述のとおり、教授・准教授・講師・助教・助手より構成されることを、「静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部学則」第5条において定めている。これに従って表6-1のとおり法人から示された短期大学教員定数により教員組織を整備している。現在は、法人から示された短期大学部定数の範囲内で、学科・専攻等の教育課程の編成を考慮した教員の配置を行っている。なお、この定数は、文部科学省及び厚生労働省の示す設置基準に基づいて設置されており、必要教員数の最低基準でみれば本学の各学科はその必要教員数を大きく上回る定員配置が行われている。

表 6-1 教員定数

	短大定数	一般教育等	歯科衛生	社会福祉専攻 +こども	介護福祉専攻
教授	13	3	3	4	3
准教授	13	3	3	4	3
講師	10	2	4	1	3
助教	5	1	1	1	2
合計	41	9	11	10	11

また、表 6-2 は、令和 4 年 5 月 1 日現在の実際の教員数である。

表 6-2 学科等別教員構成（令和 4 年 5 月 1 日現在）

	合計教員数	一般教育等	歯科衛生	社会福祉専攻	介護福祉専攻	こども
教授	8	2	2	1	1	2
准教授	11	0	2	3	3	3
講師	9	3	3	1	1	1
助教	7	0	3	1	2	1
合計	35	5	10	6	7	8

一方、前述の法人より示された本学全体の専任教員組織の教員構成を考えた場合は、表 6-3 のとおりである。

表 6-3 教員構成（令和 4 年 5 月 1 日現在）

	教授	准教授	講師	助教	計
定数	13	13	10	5	41
実数	8	11	9	7	35

学科別にみた教員の平均年齢は、一般教育等 43.7 歳、歯科衛生学科 50.8 歳、社会福祉学科社会福祉専攻 55 歳、社会福祉学科介護福祉専攻 51.2 歳、こども学科 51 歳であった。ま

た、職位別にみた平均年齢は、教授 57.3 歳、准教授 51.8 歳、講師 44.8 歳、助教 49.6 歳である。(資料 6-3)

令和 4 年 5 月 1 日現在の各学科の兼任教員数は、歯科衛生学科 28 名、社会福祉学科 30 名、こども学科 15 名、一般教育等が 16 名である。

兼任教員の担当科目数を基に各学科の、専門教育の必修科目のうち、専任教員が担当する科目の比率を見ると、歯科衛生学科で 68.3%、社会福祉学科社会福祉専攻で 66.7%、社会福祉学科介護福祉専攻で 57.8%、こども学科で 78.6%である。(資料 6-4)

一方、本学は歯科衛生士、社会福祉士（要 2 年の実務経験）、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭等の実務専門職を養成している。そのため、養成教育におけるカリキュラムは厚生労働省及び文部科学省により法令で定められており、教員の資格としても実務経験を必要としていることが多い。例えば歯科衛生士養成における教員資格は臨床経験 4 年以上、介護福祉士養成における教員資格は実務経験 5 年以上となっている。このように実務家教員を多数有している状況にある。

なお、専任教員及び兼任教員には各 1 名の外国人教員がおり、国際性が確保されているほか、専任教員の 57.1%、兼任教員の 52.8%が女性であり、男女比も極めて良好な状態にある。

本学の教員組織を学科ごとに点検すると、以下のとおりである。

○歯科衛生学科

高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を中心として、広い視野から学ぶことができる教員組織を整えている。

令和 3 年度末退職教員（教授）の後任人事に時間を要していたが、令和 4 年 7 月 1 日付けで公募により教授を配置の上、令和 5 年 4 月 1 日付けでの准教授採用候補者を選定、組織体制の確保に努めている。

○社会福祉学科

多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を、多角的に学ぶ体制を整えている。
(社会福祉専攻)

相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成することに対応した教育体制が整備されている。

令和 3 年度末退職教員（教授）の後任人事は採用に時間を要していたが、公募により令和 5 年 4 月 1 日付けでの教授採用予定者を選定、組織体制の確保に努めている。

(介護福祉専攻)

日常生活を援助し必要な助言ができるような介護福祉士を養成するために、幅広い分野を学ぶことができる教員組織を整えている。

令和 3 年度末退職教員（教授）の後任人事に時間を要していたが、公募により令和 5 年 4 月 1 日付けでの准教授採用予定者を選定、組織体制の確保に努めている。

○こども学科

多様化する教育・保育ニーズに対応し、専門的知識と技術とを兼ね備えた保育者を養成す

るため、幅広い専門性を有する教員組織を整えている。

令和3年度末退職教員（教授）の後任人事で、令和4年10月1日付けで准教授を採用し組織体制を確保した。

○一般教育等

教授2、講師3の計5名で、教養科目を11科目（29科目中）18単位（54単位中）担当しており、非常勤講師への依存度は高い。また、火器や薬品を使用する調理実習室や生物・化学実験室等の施設管理を担当する常勤教員が不在である。

令和元年度には、情報系科目担当専任教員を採用することで、情報教育の教育体制の基盤を整え、データサイエンス担当専任教員を採用することで、横断的なデータ処理教育の充実を図った（資料6-5 p.21）。また、令和4年度末定年退職を迎える教員（教授）の後任として、各学科で需要が高い栄養学の准教授を採用予定者として選定し、組織体制の確保に努めているほか、調理実習室の施設管理についても担当する常勤教員不在が解消される予定である。

本学における各学科は文部科学省及び厚生労働省の示す設置基準に基づいて設置されており、必要教員数の最低基準でみれば本学の各学科はその必要教員数を上回る配置が行われており、各学科が掲げる目的・教育目標を達成する上で大きな利点となっている。

例えば、社会福祉学科介護福祉専攻では「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第5条第4号に基づく別表第2に定める数4人以上の専任教員を有し、第6号で求められる有資格者の員数も満たしている。

また、本学には教授会の下に各種委員会が組織されており、教育上必要な企画や調整を行っている。例えば、各学科ではそれぞれ実習を実施しているため、各学科、専攻が担当者を出して実習連絡調整委員会を組織している。それにより各学科間の実習期間の調整等、実習にまつわるさまざまな問題を出し合い互いに連絡調整が行われている。

各学科及び一般教育等には内規（資料6-6）により学科等代表が置かれ、学科等会議の運営による学科等内の意見調整や、学長等が行う短期大学部の運営に関して連携、協力及び意見する体制が取られている。教員間の連絡調整は、それぞれの学科等で学科等会議あるいは教育検討会が組織されており、定例で月に1～2回、必要があれば臨時に開催され、教授内容の重複や遺漏を防ぐ等の教員間の連絡調整の場としての役割を果たしている。

表6-3に示すように、退職教員の後任の確保が遅れているが、おおむね定数どおりの教員配置であり、「短期大学設置基準」第22条に基づく別表第1に定められた必要教員数及び要件、専門職養成のためのそれぞれの規定を満たしており、各学科が掲げる目的・教育目標を実現する教員組織として機能していると判断される。

6.1.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員の募集・採用・昇任等及びその手続きについては以下のとおり運営されている。教員の募集・採用・昇任の手続きについては、「静岡県公立大学法人教員採用等規則」、「静岡県公立大学法人教員人事委員会規則」（資料 6-7）及び「資格審査委員会の設置及び運営に関する細則」（資料 6-8）等に基づき実施されている。また、短期大学部における部内の手続き・調整については「短期大学部教員の採用、昇任に係る部内手続き等に関する要領」（資料 6-9）及び「静岡県立大学短期大学部教員人事調整委員会細則」（資料 6-10）等で規定している。

具体的な手続きとしては、欠員の発生等により教員の採用等が必要となった場合には、短期大学部部長は、短期大学部教授で構成する教員人事調整委員会の同意を得たうえで学長に対し募集の提案を行う。学長は、提案を受け、又は部長から必要に応じて意見を聴き、役員会に対して募集の発議を行う。役員会は、定款第 16 条第 1 項第 5 号に基づき、採用等の方針案を策定し、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 1 条に規定する教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に対し当該方針案について、定数ほか経営事項との照合を指示する。教員人事委員会は、策定された方針案を、定款第 17 条に規定される経営審議会があらかじめ審議し決定した定款第 20 条第 1 項第 6 号の事項との照合を行い、その結果を役員会に報告する。役員会は、教員人事委員会の行った照合結果を加味して採用等方針を決定し学長へ報告する。学長は、公募の開始及び選考審査を教員人事委員会へ指示する。教員人事委員会は、公募を行うとともに、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会を設置し、応募者の研究業績・教育能力の審査を指示する。資格審査委員会は、応募時の提出資料や原則として面接を行うなど、応募者のこれまでの研究実績等を審査し、応募資格に適合したすべての者について点数化等により順位付けを行った上で、教員人事委員会へ審査結果を報告する。教員人事委員会は、資格審査委員会の審査結果に加え、人件費等の経営的視点からの審査や、大学運営等教育研究分野以外の教員に求められる領域に関する審査を加味し、総合的視点から採用候補者 1 名を決定し学長へ推薦する。役員会は、教員人事委員会の推薦する者について、採用等方針との適合性を検証し学長に対し意見を述べる。学長は、役員会の意見を参考として、推薦された採用等候補者を全学的立場から選考し、理事長に対して採用等の申出を行う。理事長は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 70 条に基づき、学長から申出のあった候補者を任命する。

教員の採用等のうち、教員の昇任に係る選考については、静岡県公立大学法人教員採用等規則において、原則として公募により行うこととされているが、役員会の審議を経た上で学長が必要と認めたときは、公募によらない方法により選考することを認めている。その場合、昇任を学長に提案する際の全学的な要件を定めるとともに、短期大学部においても昇任の提案基準を定め、その双方に該当する者を提案候補者としており、この手続の機会は年 2 回設けられている。

昇任の場合においても、採用の手続に準じて、教員人事委員会及び資格審査委員会による審査を行い、教員人事委員会は、役員会に意見を求め、昇任候補者を決定して学長に推薦する。学長は、役員会の意見を参考として、推薦された候補者について、理事長に対して昇任の申出を行い、理事長は学長から申出のあった候補者を昇任させている。

以上の手続きを経て、適切に教員人事を行っている。

**6.1.4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、
教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

教員の資質の向上を図るための方策は、静岡県公立大学法人全体としての取り組みと本学独自のものとがある。

法人全体としては、平成18年度から教員評価制度について検討を開始し、翌平成19年度から平成20年度にかけて、全教員に対し教員業務実態調査を実施して、システム化に向けたデータの収集を行い、平成22年度の試行を経て、翌平成23年度から教員活動評価制度の正式導入に踏み切り、静岡県立大学教員活動評価規程(資料6-11)により毎年度実施している。また、平成26年度からは、業績優秀者に対して学長が表彰を行っている。

この教員活動評価制度は、教育活動、研究活動、社会貢献等の活動及び大学運営等への寄与の4つについて領域別評価を行い、その結果を総合して総合評価を行っている。具体的な評価方法は、次のとおりである。

教員活動評価制度 評価方法

1 評価領域及び評価点の設定(資料6-12)

各領域を評価項目に細分化し、学部等ごと各評価項目の評価点を設定する。

2 評価ウェイトの設定

各教員の職務の特殊性や専門性、各教員からの意見などを考慮し、教員ごと各領域の評価ウェイトを決定する。なお、評価ウェイトの合計は100とする。

3 領域別評価及び総合評価

領域ごとに領域別評価を行い、その評価点に評価ウェイトを乗じて得た点数の合計点により、総合評価を行う。

4 評価対象年度

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の活動を、翌年度に評価する。
ただし、研究活動については、過去5年間(原則暦年)の活動を対象とする。

本学独自の資質向上策としては、FD委員会を設置し(資料2-19)、教員個々人の資質能力と本学の教育力の開発を図っている。

学生に対する「授業評価アンケート」を毎年度、前期と後期各1回実施し、各教員に結果をフィードバックして授業改善に活用している。具体的には、それぞれの教員が翌年度のシラバスを作成する際に、「授業評価アンケート」の結果(資料4-9)を利用し、各々の授業改善を行っている。なお、「授業評価アンケート」の結果に対するコメントについては、本学ホームページで公表している。

また、教員の能力向上、資質の開発を目的にFD講演会等を実施している。研究倫理教育として、全教員を対象に研究倫理講習会(資料6-13)を毎年実施している。さらに、研究費

不正防止（資料 6-14）のための全教員対象の e-Learning（資料 6-15 大学運営会議資料 p. 12）を平成 27 年度から行っている。

6.1.5. 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点 1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点 2：併設大学における兼務の状況

本学と併設大学は、静岡県公立大学法人に属する短期大学・大学であり、本校の学長は併設大学である静岡県立大学の学長が兼務している。また共通の理念と目標（「第 1 章. 理念・目的」に記載）を有しており、本学ではその目標を具現化するための教育目的・教育目標を、それぞれの学科・専攻、一般教育等において掲げている。

ところで、静岡県立大学は 5 学部と 1 学府、3 研究科からなる大学院（以下、学部と大学院を総称して「県立大学」とする）を有し、県立大学の学則には「短期大学部を併設する」と記されている。しかしながら学校教育法上、短期大学部は、静岡県立大学短期大学部として独立した存在の短期大学であり、教員定数も法人より短期大学部として固有の定数を得ている。

本学と県立大学の各学部等の教育研究に関する活動は、各々の教授会を中心として行われているが、一方、全学的な議案に関しては、定例（原則月に 1 回の開催）の教育研究審議会及び大学運営会議（資料 6-16）が合同開催されている。また、センター機構の活動（健康支援、キャリア支援）及びいくつかの委員会活動（図書館情報、研究倫理審査、ハラスメント、教員人事等）は、本学の委員会組織とは別立ての全学合同委員会としても実施しており、双方の教育研究の状況を把握し協力することが可能なシステムとなっている。これら合同のセンター機構と委員会は、規程により、委員に本学と県立大学双方の教員（事務職員を含む場合もある）が含まれており、定められた任務を果たしている。

本学と県立大学との人的交流であるが、まず教育面では、「第 4 章. 教育課程・学習成果」のカリキュラムのうち、県立大学の教員が本学の授業科目（臨床検査法、薬理学等）を担当し、本学の教員が県立大学の授業科目（運動と健康の生理学、身体運動科学、社会福祉論等）を担当するなど、相互に非常勤講師として出向している。また、本学教員と県立大学教員との間での共同研究も行われている。これは、全く他分野の研究活動においても、研究費、US フォーラム（資料 6-17）等で、共同研究を行っている場合も多々ある。さらに、本学と県立大学における学生同士の人的交流による活動については、クラブ・サークル活動を中心に、それぞれの大学祭（橘花祭、剣祭）等を通じて行われている。

6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、教員の採用については、「教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。」、教育の実施体制については、「教育の実施体制について検討し、円滑な実施体制の整備を進める。」などと定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料 1-11）を提出し、評価を受けている。業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、法人評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

また、教員の採用及び昇任については、従来から静岡県公立大学法人規則や各種通知等に従って行ってきたが、短期大学部内における採用方針の決定及び手続きについても明確化するため、短期大学部教授会の下に、新たに採用及び昇任人事に関する事項を調整する委員会を設置したほか、短期大学部教員の採用、昇任に係る部内手続き等に関する要領を制定し、的確かつ公正な方針決定及び手続きが行える体制を整備した。

6.2. 長所・特色

法人独自の教員定数の配置により、社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科における保育士養成基準、社会福祉学科介護福祉士養成基準等がそれぞれ定める教員数をいずれも上回って配置されている。これは、少人数制のきめ細かな教育を行うための大きな利点であり長所であると思われる。

F D活動は、常にP D C Aサイクルを意識し、個々の事業のより効果的な遂行が図られてきた。これによって教育者としての自覚が高まってきたと言える。

COVID-19 への対応として、F D講演会を、座席間隔を空けた会場受講及び遠隔参加を選択できるようにしたうえ、当日参加できない者については録画DVD貸出により、受講可能なよう対応にした。

併設県立大学との間で教員が互いに非常勤として出向することは、教員の交流や経費節減の面からも重要な対策である。県立大学看護学部が小鹿キャンパスに学部棟を設置しており、草薙キャンパスとのシャトルバスを運行するなど、人的交流は活発に行われている。

6.3. 問題点

令和3年度末に4名の教員（教授）が退職したが、後任人事が難航し4月1日時点では4名とも欠員補充ができなかった。7月1日の歯科衛生学科教授及び10月1日のこども学科准教授採用により組織体制の維持を図っているが、なお社会福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻の欠員が補充できていない。短期大学設置基準の「学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数」はいずれの学科・専攻とも基準を上回っているものの、「教員数の3割以上は教授とする」要件が、社会福祉専攻及び介護福祉専攻において未達成となっている。

（令和5年4月1日付け採用予定者決定済）

6.4. 全体のまとめ

静岡県公立大学法人第3期中期目標の第2「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に定められた「教育の実施体制の整備」を踏まえた教員・教員組織の編制に係る基本方針等に基づき、教員組織を適切に編制している。中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

本学の教員構成は、表 6-2 のとおり現状では退職教員の欠員補充ができていない点もあるが、後任人事の採用手続きは進めており、令和5年度には改善される見込みである。教員の募集・採用・昇任の手続きについては、静岡県公立大学法人教員採用等規則等で適切に規定しており、また、その選考についても選考基準を適切に定めている。

また、F D委員会による組織的なF D活動や、教員活動評価の実施により、全学的に教員の資質向上を図っている。

以上のことから、教員・教員組織については、短期大学基準に照らしてほぼ良好な状態にあると判断できる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学は「学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備」することを理念の1つとしており、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、学生支援に関して、「社会人や留学生等を含む多様な学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるよう、学習環境や生活支援体制の充実を図る。」などと定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、学生支援について次のように定めており、この方針に沿って学生に対する修学支援、生活支援、進路支援の各種支援を行っている。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(4) 学生への支援

- ・学生の意見を定期的に聴き、学習環境や生活支援体制の充実を図る。
- ・学生相談、健康指導及び障害学生支援を充実させ、学生の身体的かつ精神的な健康の増進、疾病予防を支援する。
- ・図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。
- ・短期大学部では、外部講師による就活セミナーの開催等キャリア形成を支援するための講座を充実させる。また、就活イベントへの参加により、積極的な情報収集、求人開拓及び学生への周知を行う。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定しており、中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績にまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料1-11）を提出し、評価を受けている。

障害学生の修学支援については、職員が適切に対応するために必要な事項を定めた職員対応要領（資料7-1）やマニュアル（資料7-2）を策定して支援を行っており、令和4年4月には新たに「障害学生支援に関する基本方針」（資料7-3）を策定し、全ての学生が健全で快適なキャンパス環境の下で修学できるよう努めている。

これらの理念、中期計画・年度計画、方針については、大学ホームページで公表しており、また、中期計画・年度計画の策定の際には、中期・年度計画推進委員会（資料2-6）、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、短期大学部内で共有されている。

以上のことから、本学は、学生が安定した学生生活を送り、学習に専念することができるよう、学生支援に関する短期大学部としての方針を明示している。

7.1.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1 : 学生支援体制の適切な整備
評価の視点 2 : 学生の修学に関する適切な支援の実施
・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
・ 正課外教育
・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
・ 障がいのある学生に対する修学支援
・ 成績不振の学生の状況把握と指導
・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
・ 退学希望者の状況把握と対応
・ 奨学金その他の経済的支援の整備
・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施
・ 学生の相談に応じる体制の整備
・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
評価の視点 4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施
・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
評価の視点 5 : 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点 6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

●学生支援体制の適切な整備及び学生の修学に関する適切な支援の実施

平成 20 年度より、全学的に教員によるチューター制度（資料 4-7）を導入し、学生からの休・退学を含むあらゆる相談や修学支援に対応している。

留年者及び休・退学者についての状況把握とその対応は、主に学科・専攻におけるチューターや指導教員などと学生室職員とによって行われ、学生委員会（資料 7-4）で経緯を報告し、教職員間でも情報を共有している。チューター等は、留年や復学した学生に対しては、

履修内容や履修登録の確認など修学上の支援を行い、また、退学希望者に対しては、まず本人及び保証人等とも十分な面談を行い、本人の希望を最優先に考慮した支援を行っている。

チューター制度以外にも臨地実習や就職活動など、それぞれ担当教員を配置し、学生の相談等に応じる体制を構築している。

●学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育

実習科目の欠席状況や実技の修得状況を把握し、空きコマ、放課後等の時間を使用し、教員が個別に、かつ丁寧に知識・技能の指導を実施した。

具体的な例として、歯科衛生学科では、令和2年度はCOVID-19拡大のため、実習科目も遠隔で実施せざるを得ない状況となり、知識・技能の習得不足を補うため、感染予防対策に十分配慮し、歯科衛生士教員が歯科衛生学科2年生に対し、補習（学内実習）を3回（6コマ）実施した（令和3年2月）。自由意思によりほぼ全員の学生が知識・技能の補充に努め、令和3年4月からの臨地実習へと繋げることができた。同様に令和3年度も同様に春季休業中に補習（学内実習）を実施した。また3年次「臨地実習」帰校日には、実習室での自主練習の機会を確保し、学生の技能向上を目的とした教育を実施している。

こども学科では、ピアノ実技の個別指導を希望する学生のニーズに合わせて授業外の指導を行っている。入学ガイダンスの際、遠隔授業のための通信環境を把握し、オンライン教育の実施に役立てている。授業欠席が目立つ学生等、履修に関する問題は早期に教員間で情報共有し、チューターを中心に個別指導を行っている。年に数回チューター面談を実施し、定期的に学習や生活面、進路の相談を受ける体制を整えている。

また、正課外教育として、一教員が行っているボランティア活動への参加希望者を募り、参加希望者は学生室へ実施計画書を提出し、学生は教員とともにボランティア活動に参加した。令和元年度末よりCOVID-19拡大のため、ボランティア活動の機会が著しく減少したが、令和3年度から規模を縮小し、感染予防対策を十分実施の上、活動を再開している。今後もボランティア活動への積極的な参加を呼びかけて推進していく。

●自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援及びオンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮

Web学生サービス支援システム（資料4-6）の掲示機能を活用し、学生への一斉メール送信、授業資料や教材をアップロードすることにより、学生は自宅等、個々の場所での学習を実践している。オンライン教育において、通信環境が整っていない場合や一日の履修科目の中で、対面とオンラインでの授業科目が混在している等の場合、学内のWi-Fiを活用し、密にならないよう学内でオンライン授業を受講できる環境が整っている。

たとえば、一般教育等では、遠隔授業の実施にあたり、学生の通信環境への配慮から、Web学生サービス支援システムを活用した講義資料・課題配信型授業や、オンライン教材の低容量化といった取り組みを行っている。遠隔授業時の学生からの質問や相談には、Zoomなどのオンライン会議システムやWeb学生サービス支援システム、メールを通して対応している。

●障がいのある学生に対する修学支援

本学の校舎内には、多目的トイレ、エレベーター、玄関スロープを完備するなどバリアフリー化がなされている。また、コーディネーターによる障害学生支援室を設置しており、合理的配慮を要する学生に対する支援体制を整えている。

これまで全学で定めていた合理的配慮の決定手順について、令和3年度に短期大学部の実態に合わせた運用ができるように見直しを行い、学生室、学生委員会、障害学生修学支援部会、健康相談員等の役割を明確にした。これにより、関係者がより柔軟に連携できるようになり、困りごとのある学生の状況を速やかに把握し、対応を協議することができるようになった。現在は精神疾患を患っている学生が1名在籍しており、定期的な通院が必要なことから、学修に支障をきたさないよう出席に代わる作業課題を別途与えるなど授業における合理的配慮を行っている。

●成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生については、チューターと学科の教務委員が把握し、非常勤教員の科目の場合は、学生室と連携し、教務委員が窓口となり学生指導を行っている。また、専任教員の科目においては、学生との面談により現在の学修状況等について確認し、今後の学修に向けて指導を行っている。なお、補習は、実習も含めて全学科で実施している。

資格取得に必修である歯科衛生士や介護福祉士国家試験受験については、各学科に国家試験対策委員をおいて国家試験に対する学生の支援を行っている。

●留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

退学希望者は、本人の申し出により把握している。まずはチューターが本人及び保証人と十分な面談を行い、本人の希望を最優先に考慮して対応している。

また、休学者に対しては、チューターが適宜連絡を取り、休学者が大学で受けられる支援（保健室や相談室の利用等）を伝え、学生が不安なく過ごせるように対応している。休学期間満了後の休学継続・復学・退学等については、チューターが随時、学生と連絡を取り、今後の学修について支援している。

留年や復学した学生に対しては、チューターや学生室で学生の状況を確認し、学生委員会や教職員間で情報を共有している。履修内容や履修登録の確認など修学上の支援を学生室、チューター、教務委員で行っている。

●奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生への経済的支援として、令和2年度より高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金や授業料減免）が開始された。令和3年度における授業料免除は、前期全額減免22人、2/3減免8人、1/3減免7人、後期全額減免24人、2/3減免7人、1/3減免6人であった。また、日本学生支援機構の奨学金（資料7-5）については、令和3年度において全学生の累計で44.8%の学生が利用している。

その他の奨学金として、静岡県社会福祉協議会が実施している「介護福祉士就学資金」及び「保育士就学資金」について、大学案内、学生便覧やホームページに掲載し、情報提供を行っている。

経済的支援として本学には「授業料免除の制度」（資料7-6）があり、「経済的困窮世帯の

子弟に対する授業料免除」と「災害被害世帯の子弟に対する授業料減額」を行なっている。授業その他の費用について、学生便覧やホームページに掲載している。また、高等教育の修学支援新制度対象者には、入学時ガイダンスやWeb学生サービス支援システム等を活用し、随時情報を提供している。

なお、コロナ禍において、経済的に困窮している学生に対して、文部科学省や静岡県 の制度を活用し、給付金の支援を行った。

また、女子学生の生理に関する負担軽減策として、健康支援センター分所（保健室）における生理用品の無償配布に加え、令和3年度から女子トイレの個室にスマートフォンを用いて生理用品を無料で提供するシステムである「オイテル」（資料7-7）を導入している。

●学生の相談、ハラスメント防止のための体制の整備、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の身体面での健康支援として、主として健康支援センター分所において①健康診断（年度当初）、②看護師による生活全般に関する保健指導及び全員面談（4月のガイダンス時）、③身体の健康に関する各種相談を実施（随時）、④学内発生の怪我や体調不良に対する応急処置と症状に応じて医療機関への紹介や受診の手配及び搬送、⑤学生に関する情報収集と交換のためのスタッフミーティングを行っている。

健康診断の項目は学校教育法に定められた項目の他に、血圧測定、血液（貧血）検査、HBs抗体抗原検査及び小児期感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・百日咳）抗体価検査を実施し、学生の安全衛生へ配慮している。

学生の心の健康支援としては、非常勤カウンセラー（臨床心理士）による学生相談室（資料7-8）を設置しており、カウンセラーを2名配置して対応している。

本学では、ハラスメント防止・対策のために規程と組織を整備している。規程としては、「静岡県公立大学法人ハラスメントの防止に関する規程」（資料7-9）に基づき、「静岡県立大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」（資料7-10）を整備している。組織としては、「静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程」（資料7-11）に基づき、平成23年度から本学を含む静岡県公立大学法人全体として「ハラスメント防止・対策委員会」を発足させ、体制を強化し取り組んでいる。

なお、ハラスメントに関する相談に応じるために、ハラスメント相談窓口を設置しており、相談員に関する規則は、「静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程」（資料7-12）に定めてある。なお、委員会の構成員や相談員のジェンダーバランスにも配慮を行っている。

また、短期大学部独自としても、ハラスメント防止対策委員会（資料7-13）を組織し、対策・相談体制の周知、防止及び適切な措置に努めている。具体的な周知方法としては、本学ウェブサイトがあり、学生に対しては、4月のガイダンス時にハラスメント防止の組織説明等を行っている。教職員に対しては、年1回ハラスメント研修会を開催している。毎月2回、ハラスメント相談日時、方法等について、学生・教職員に対し、メールで案内が周知されている。各学科のハラスメント相談員（教員）及びハラスメント相談について、入学時及び進学時ガイダンスの際に周知している。

●キャリア教育・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施、学生のキャリア支援を行う

ための体制の整備

本学の進路選択支援は、主にキャリア支援委員会、キャリア支援センター分所、キャリア支援分室という3つの部署と各学科のチューターや委員等の連携・協力のもとで実施されている。

キャリア支援センター分所は、就職活動と進学活動の支援、卒業生の支援、学生の相談に対する対応を行っている。

歯科衛生学科では、進路選択支援の核となる事業は職業観を高めるために合同就職説明会を、また、「卒業生による就職ガイダンス」やキャリア支援センターと静岡市静岡歯科医師会とが連携し、「合同就職説明会（Web）」を開催している。社会福祉学科及びこども学科では就職・進学説明会や静岡県社会福祉人材センターによる福祉ガイダンス、就職・進学内定者と1年生との意見交換会等を行っている。

キャリア支援センター分所には、分所長、分室長、他キャリア支援委員5名（教員3名職員2名）の計7名によるキャリア支援委員会を設置し、進路に関するキャリアガイダンス（4月、9月）を実施した他、各学科ガイダンスや、公務員、編入学向けガイダンス、就職活動についてのセミナー及び講座の実施をしている。

全学科を対象に、外部職員による個別相談を対面で実施する他、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度よりオンラインでの個別相談も行っている。

7.1.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

中期計画及び年度計画には、学生への支援に対する施策を盛り込んでおり、その達成状況は業務実績としてまとめ、自己点検・評価するとともに、設置団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。

このほか、歯科衛生学科では、学科としての定期的な点検・評価は実施していないが、今後も出席状況、習得状況を踏まえ、補習等、学生への個別対応を実施する。また、実施後、学生の授業への出席状況や評価等を確認し、助言・指導している。

7.2. 長所・特色

学生の修学支援については、チューターを中心とした身近な教員や学生委員などが協働し、柔軟に対応している。また、進路支援として、チューターとキャリア支援委員等が連携し、就職・進学相談に応じたり、面接や小論文指導等を行っている。

また、歯科衛生学科では、就職支援において、病院、行政、歯科診療所等、分野により試験実施時期や試験方法が異なるため、4月ガイダンス時に早めの情報収集・準備についてキャリア支援委員が助言をしている。四年制大学への編入希望者については、オープンキャンパス等による編入情報の早期収集、今後の進路については、卒業生による就職ガイダンスを通じ、進路決定や活動への意識・意欲向上や、国家試験学習への早期取り組みを促している。令和3年度の卒業生アンケートでは、85.1%の学生が就職結果について「満足している」「ほぼ満足している」と回答、進学結果については83.3%が同様の回答をしていることから、希望職種への就職や希望学部への進学を実現することができている。

経済的支援については、希望者に希望額がおおむね貸与されており、制度的支援が行われている。本学の「授業料減免の制度」利用者（日本学生支援機構の給付型奨学生）は、令和3年度においては、全学生数の13.6%程度であり、申請者全員が減免となっている。

心身の健康の保持・増進について、看護師が随時身体面、精神面の健康相談を受け付けている。令和3年度の定期健康診断の受診率は98.6%と高い水準を維持するとともに、診断結果について、必要に応じて、看護師による個別面談を実施している。また、カウンセラーによる学生相談を定期的に行ったり、障害学生支援室において、合理的配慮を要する学生への対応も積極的に行っている。

●COVID-19 への対応・対策の措置

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者に対し、学生室及びチューターから学生に電話やメールで個別に連絡をし、罹患状況の確認や困りごとの相談等を行っている。状況は常に短大部長、学生部長、各学科代表、事務部長、総務室長、学生室長、保健室で共有している。

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、罹患の疑いのある者については、学生室から授業担当へ連絡をしたり、課題の提出期限や試験日程の変更をしたりする等の配慮をしている。

生活支援では、負担軽減対策として令和3年度より生理用品の無償配布を開始した。

令和3年度より、短期大学部後援会が学外実習参加者へのPCR検査等の費用の一部助成を行っている。

特に令和2～3年度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により、学内への入構が制限されることが多くなったが、進路支援に係る説明会や個別相談を対面式からオンラインに切り替えて対応した。

令和3年度は「学生等の学びを継続するための緊急給付金（文部科学省）」、令和4年度は「大学生等学びの継続支援事業（静岡県）」（資料7-14）を活用し、コロナの影響等により、経済的に困窮している学生に対して給付金の支給を行った。

7.3. 問題点

新型コロナウイルスの感染防止対策のため、特に令和元年度から2年度にかけて、登校や施設の利用等に多くの制限が加えられた。オンライン授業のための環境整備や学内実習の実施等により学修内容の担保はできたが、多くの学校行事や学外活動が中止となった。学生会やサークルの活動については、行動制限が長期化したため、過去の経験や反省の継承ができず、組織も形骸化してしまった。学校行事の企画・運営やサークル活動、ボランティア等の様々な経験ができるような支援体制を再構築していくことは急務と考えている。

7.4. 全体のまとめ

静岡県公立大学法人第3期中期計画の第2-1-(4)学生の支援に掲げる計画に基づき、学習環境や生活支援体制の充実、健康増進支援、就職支援などの取り組みを推進しており、就職内定率については、最近3年間はほぼ100%を継続している。また、国家試験合格率については、歯科衛生士が6年連続、介護福祉士が3年連続で100%を継続している。さらに中期計画等の自己点検・評価は、中期・年度計画推進委員会で業務実績書として取りまとめ、静岡県に設置されている法人評価委員会による評価を受けている。

以上のことから、学生支援については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進」することを理念の1つとしており、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、「教育の実施体制の整備」、「研究の実施体制等」、「施設・設備の整備、活用等」の項目の中で、教育研究環境の整備について定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、教育研究環境整備について次のように定めており、この方針に沿って教育研究活動を円滑に進めるための環境整備に取り組んでいる。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。
- ・情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮して計画的に進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(2) 研究の実施体制等

- ・重点的な課題解決に向けて外部資金を活用し、国内外の大学や研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究を積極的に推進する。

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・インフラ長寿命化計画に基づき、施設の劣化診断・定期点検を確実に実施するとともに、年間授業スケジュールや環境・ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持保全を行う。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定しており、中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料 1-11）を提出し、評価を受けている。

これらの理念、中期計画・年度計画については、大学ホームページで公表しており、また、中期計画・年度計画の策定の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、大学内で共有されている。

以上のことから、本学は、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

本学の校地は芝生グラウンド、テニスコート等で構成され、周辺は木々で囲まれた緑豊かな校地を有しており、グラウンドなどは県民のため開放されている。校舎については、事務・図書館棟、教育棟、新看護学部棟、体育館及びクラブ棟が配置されている。

校舎・施設・設備については、平成27年4月より新看護学部棟の供用が開始されているが、その他の施設は開校から25年が経過し、特に設備に関しては老朽化・陳腐化が顕著になってきている。そのため、各施設の劣化度や故障による大学運営や人的被害への影響などを総合的に勘案し、優先順位を付け、静岡県公立大学法人インフラ長寿命化計画（資料8-1）を平成29年度に策定し、教育研究に支障のないよう更新整備を進めているところである。

また、平成30年度には地震対策事業として、教育棟及び事務・図書館棟の特定天井の脱落防止工事を実施し、安全対策のための整備を行った。

なお、本学では「静岡県立大学小鹿キャンパス防災マニュアル」（資料8-2）を整備し、自衛消防隊の組織、備蓄食糧等の準備、実践的な防災訓練を行い大規模災害時に備えている。

本学では、講義関係や学生生活に関する各種情報を提供するためのWeb学生サービス支援システム（電子メール）を整備するとともに、学内無線LANを講義室、実習室、講堂、図書館、学生ホール、食堂、学生が休憩や自習を行う教育棟1階のアトリウムなどに整備し学生の教育環境の向上を図っている。

情報セキュリティの確保については、静岡県立大学とともに、情報セキュリティ基本方針（資料8-3）を策定し、これに基づく情報セキュリティ対策基準を整備し実践している。

また、教職員に対しては年1回「情報セキュリティ教職員研修会」を開催し、学生に対しては「静岡県立大学情報ネットワーク利用上の遵守事項ガイドライン（学生向け）」（資料8-

4) を周知することにより情報セキュリティの確保を図っている。

また、学生の自主的な学習を促進するため、情報処理室を授業で使用していない場合、個人で使用できることになっており、授業後にも使用できるよう午後9時まで開放している。さらに、本学では、保育士養成課程と幼稚園教職課程があるため、ピアノを練習する場として、防音のピアノ練習室20室を整備してあり、学生が自由に練習できる環境を用意している。

8.1.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館は、静岡県立大学短期大学部附属図書館及び静岡県立大学附属図書館小鹿図書館として、主な教育研究分野である保健、医療、福祉、教育・保育関係とその関連分野の専門図書、学術雑誌を中心に、教育・学習に必要な資料をバランスよく収集するよう努めている。

図書館サービス全般に電算システムを導入しており、本学図書館（資料8-5）と草薙キャンパスの図書館資料は一括検索が可能で、どちらの図書資料も利用可能となっている。草薙キャンパスの図書の貸出や雑誌文献の複写は、オンラインで申し込むことが可能で、2、3日中には申請者の手元に届くシステム（2キャンパス便）を実現している。

データベースや電子ジャーナルは、本学図書館が契約しているタイトルのほか、草薙キャンパスが契約しているタイトルのほとんどが本学キャンパス内でも利用が可能で、図書館ウェブサイトを紹介して多くのコンテンツが利用できる環境が整備されている。

相互協力業務については、NACISIS-ILL システム、ILL 文献複写等料金相殺サービスを通して、依頼業務や複写料金等の授受業務が円滑に行われている。利用者は、パソコンやスマートフォンからOPAC（蔵書検索）を経由して申し込むようになっており、申し込みのためだけに図書館へ来る必要がない。コロナ感染等の事情により、本学に来られない学生や教員に対して文献複写物を自宅等へ送付するサービスも行っており、学生や教員の利便を図っている。

図書館の開館時間は、図書館利用規程（資料8-6）により、通常の平日は午前9時から午後8時45分まで、土曜日は、午前9時から午後5時までとし、過密なカリキュラムを擁した学生や学外実習後に帰校する学生の需要にも応えている。加えて、試験1か月前から試験期間中の土曜日は午後6時まで延長開館している。

館内には蔵書検索用PCやデータベース検索用PCを設置し、レポート作成等に利用可能なノートPCの貸出も行っている。また、閲覧席をはじめ個室、グループワークができる部屋を提供するなど、学生の学習を支援する環境を整備している。

図書館サービスにあたるスタッフ（非常勤嘱託員4名）及び図書館事務長補佐は全員司書有資格者で、資料の収集、分類・目録データの作成、ILL業務、レファレンスサービス等の専門業務を適切に行える体制を整備している。

キャンパス内の利用しやすい位置に設置された図書館は、明るく快適な学習環境が整備されており、開学当初から一般市民にも公開している（資料8-7）。学外利用者には有効期間1年の利用証を発行し、館内資料閲覧と複写サービスを可能にしている。図書の貸出サービスは、平成23年度から医学分野を除く一般図書限定で実施し、地域の教育文化の向上に役立てている。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に対する基本的な考えの明示については、「静岡県公立大学法人第3期中期計画」第2-2-(2)で「研究水準の向上を図るため、外部評価における研究（研究環境）に関する提言、学内での研究成果発表会等を通じた相互評価、教員活動評価制度等を活用した研究活動の検証、改善を行う」と定めている。

教員の研究費は、基礎的研究費である一般研究費（研究旅費を含む）と学部内の公募により配分される競争的研究費である教員特別研究推進費に区分される。一般研究費と配分基準等は、職位ごとに決められている（資料8-8）。

教育研究支援スタッフの人的配置については、専任のスタッフは配置されていないが、研究補助者が必要な場合は、各教員の研究費を活用して臨時職員を雇用して対応している。

教員特別研究推進費は、(1)教員特別研究推進、(2)教員特別研究推進（全学的な重点課題対応分）、(3)研究集会助成、(4)プロジェクト支援の4区分がある。

教員特別研究推進の募集区分は、

区分1 教育推進（新任・若手研究者支援を含む）・大学改革・キャンパスライフの向上に寄与する研究

区分2 地域の産業・文化・教育の振興に寄与する調査・研究及び学外機関等との共同研究

区分3 本学の教員が計画する独創的かつ将来の発展が見込める先進的な単独又は学内・学

外機関との共同研究（部局・分野横断的研究を含む。）

であり、研究テーマとしては、

1. 静岡県公立大学法人第3期中期計画の第2「2 研究に関する目標を達成するための措置」「(1) 研究の水準及び成果」に記載する研究テーマ
 2. 令和4年度年度計画の同項目に記載することを想定している研究テーマ
- である。

また、教員特別研究推進（全学的な重点課題対応分）の募集区分は、教員特別研究推進の区分1もしくは区分2と同様で、研究テーマは、静岡県公立大学法人第3期中期計画の前文に記載されている「全学的な重点課題」の達成に寄与する研究テーマとされている。一方、研究集会助成は、本学教員が中心となって行う全国的学会・シンポジウム等の研究集会開催に要する経費を助成するもので、プロジェクト支援は、文部科学省が所管する大型の補助事業等への申請にかかる経費を助成するものである。

応募教員は、教員特別研究推進計画書等を作成し、所属の学部長等に提出する。なお、いずれの教員特別研究推進計画の採択も学長が決定し、配分を行っている。

ちなみに、令和4年度の短期大学の教員特別研究推進の採択件数は13件で、教員特別研究推進（全学的な重点課題対応分）の採択件数は2件であった。

専任教員研究室は、教育棟の4階から6階に39室あり、教授、准教授、講師は1人1室、助教及び助手については2人で1室の個人研究室が配備されている。その他に自然科学研究室、形態病理研究室、恒温機械室等の研究施設が整備されている。

また、教員が、研究論文・研究成果を公表・発表する機会として、「静岡県立大学短期大学部研究紀要」を発行している。これは、附属図書館長、各学科教員等から構成される図書館・紀要委員会（資料8-9）の審議を経て刊行している。「紀要」は本学ホームページに掲載し、研究成果に誰もがアクセスできるようにしている。また、大学の機関リポジトリにもメタデータを登録している。

●COVID-19 への対応・対策の措置

各講義室にアルコール消毒薬を設置し利用前後の手指消毒・デスク回りの拭き取りを促した上、講義室・講堂・情報処理教室等の使用の際は学生が一定の間隔を開けて座るようにした。演習科目では、学生グループごとに演習室を確保するなど、密にならない環境づくりをした。体育館では、更衣室での密集を避けるため、多目的室を追加の更衣室として利用した。図書館では、グループ閲覧室にパーテーションを配置し、感染防止ができるようにした。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

倫理面で配慮が必要な研究に関しては、「静岡県立大学研究倫理規程（短期大学部も含む）」

で必要な事項が定められており、審査申請が義務付けられている（資料 8-10）。なお、この規程は、人間を直接対象とした研究、教育及び実践について、ヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の趣旨に沿って定められている（規程第 1 条、目的）。

審査申請は、学長あてに行い、学長がそれを静岡県立大学研究倫理審査委員会（短期大学部から委員 1 名）（資料 8-11）に諮問し、審査結果が学長に答申される。

直近 3 年間の短期大学部より申請・審査された研究倫理件数は、令和元年度：審査件数 7 件、承認件数 6 件、令和 2 年度：審査件数 10 件、承認件数 10 件、令和 3 年度：審査件数 9 件、承認件数 7 件であった。

本学では、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部研究不正防止規程（資料 8-12）及び静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程（資料 8-13）に基づき、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しており、研究活動に関わる全ての教職員に対して、受講を義務付けている。

さらに、令和 4 年度には、受講対象を研究活動への関与に関係なく全教職員に拡大し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を広く実施している。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等の環境整備については、中期計画及び年度計画に盛り込まれており、中期・年度計画推進委員会において、毎年度、自己点検、自己評価を行い、静岡県が設置している法人評価委員会に業務実績書を提出し、評価を受けている。

8.2. 長所・特色

施設・設備の老朽化対策については、平成 29 年度に静岡県公立大学法人インフラ長寿命化計画（資料 8-1）を策定し、平成 30 年度には第 3 期中期保全計画及び長期保全計画を作成し、現状と緊急性を強く説明した結果、設置団体より令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間、県立大学と合わせて 1,401 百万円の補助金を確保し、老朽化した施設設備の更新を順次行っている。

設備の老朽化対策として中期保全計画に基づき、空調設備更新工事を進めた。

このほかの設備において、令和 3 年度には、旧規格の教室ワイヤレスマイクのデジタル方式への更新を実施した。このデジタル化の結果、これまでチャンネル数不足により発生していた隣室との電波干渉が解消され、授業の聞きやすさが向上した。令和 4 年度以降も教室や講堂の音響機器・映像機器について順次更新している。

また、地域貢献の一環として休日に学内での行事がないときに限り、地域住民に無料で体育館やグラウンドの貸出を行っており、令和元年度には合計 258 件の利用があった。

（令和 2 年度以降は、COVID-19 感染拡大により貸出を見合わせている。）

図書館業務システムは、平成 25 年 4 月の更新に際してクラウド化を行い、館内のサーバー負担を軽減した。草薙キャンパス、小鹿キャンパス共通の図書館システムを運用することで、相互貸借を迅速化した。物流的にも草薙キャンパスとの資料搬送回数を週数回にし、2 キャンパス間の相互利用を活性化している。

図書館における学術情報サービスは、図書館・紀要委員会でも検討、審議を重ね、蔵書資料の質保証や利用者の利便性を高めていく努力をしている。また、広報、新入生ガイダンス、学科別の図書館オリエンテーション、文献検索講習会の開催等により、学生に図書館の利便性を印象づけ、大学図書館利用の意義について理解を広めている。

また、本学はSDGs 宣言（資料 8-14）を行っており、その取り組みとして、以前は学内で出た紙ごみを全て廃棄してしまっていたが、平成 28 年度より段ボールなど一部の紙ごみをリサイクル業者に売却することにより更なる収入を見込むとともに、令和 3 年からは機密文書の回収・溶解の定期的実施によるシュレッダーごみの削減を図り、紙ごみの削減及び環境負荷の低減に努めている。

8.3. 問題点

校舎については設置基準を大きく上回る規模ではあるが、こども学科の新設、小鹿キャンパスへの看護学部の移転などで必要なスペースが増加してきた。そこで、さらに効率的な施設設備利用の方策の検討が必要と考える。

開学より 25 年が経過し、施設・設備の老朽化・陳腐化が顕著になってきている。今後、様々な施設・設備が耐用年数を超過することとなるため、計画的に修繕・更新を行い施設等の長寿命化を図る必要がある。

図書館は、蔵書の蓄積に伴い書庫の狭隘化が進行してきている。学生や教員の学習・研究等に必要な資料を見極め、計画的に資料の除却を進める必要がある。また、予算が減少傾向の中で収集すべき資料について適切な内容、媒体を検討し、迅速に提供できるようにすることが必要と考える。

8.4. 全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、静岡県が定める「静岡県公立大学法人第3期中期目標」と、この目標を達成するための中期計画、年度計画に定められている。これらの計画等に従って諸施設・制度が整備されており、教育研究に係る施設、研究支援制度、図書館等は短期大学としては十分整っている。中期計画、年度計画の自己点検、自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。教員の研究倫理については、研究倫理規程を定めて研究倫理審査委員会を設置し、厳正に審査しており、研究倫理を遵守するための規程及び体制を整備している。

以上のことから、教育研究環境の整備については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」を理念の一つに掲げており、設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、教職員と学生が一体となり全学を挙げて積極的に地域貢献に取り組む」ことが重点的な目標に位置付けられている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、社会連携・社会貢献について次のように定めており、この方針に沿って地域貢献の取り組みが行われている。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・健康長寿社会づくりを牽引する地域人材の輩出を目指して整備した地（知）の拠点の地域連携体制を活用し、全学的な地域貢献活動を展開するとともに、関係機関との協力関係の構築や充実を図る。
- ・地域社会や静岡県、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携を強化し、地域振興プロジェクト、地域防災活動等に積極的に協力する。
- ・まちづくりや学生支援等、必要に応じて、他大学や行政等との連携を図る。

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・県民へ学習機会を提供し、学び直しや生涯教育の一助となるよう、公開講座の開催、社会人学習講座の内容充実、講義科目の積極的な公開に取り組む。
短期大学部では、卒業生に対する資格取得のための講座やHP S養成講座等のリカレント教育講座を開催する。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定しており、中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料1-11）を提出し、評価を受けている。

これらの理念、学則、中期計画・年度計画については、大学ホームページで公表しており、また、中期計画・年度計画の策定の際には、公立大学法人の中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、大学内で共有されている。

以上のことから、本学は、教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

●学外組織との適切な連携体制

県立大学法人の社会連携・社会貢献の推進機関として、静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程（資料9-1）に基づき「ふじのくに発イノベーション推進機構」が設置されており、本学も、当該機構を通じて外部組織との連携体制を確保している。

また、「ムセイオン静岡」と称し県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、県コンベンションアーツセンター及びふじのくに地球環境史ミュージアムに本法人を加えた7機関が連携し、県民に対して文化の発信活動を行う事業を展開している。

●社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進、地域交流

本学では開かれた大学として、日頃の教育・研究の成果を地域社会に還元するとともに、県民に生涯学習の機会を提供し、地域文化の向上に寄与することを目的として公開講座を実施している。令和2～4年度はCOVID-19の蔓延状況を考慮し、対面講座からオンライン講座に変更して実施した。（資料9-2）

中学、高校との連携事業としては、本学の教員が中学・高校生を対象に講義を行う出前講座を実施している。令和3年度は5か所に教員を派遣し、113名の参加があった。

○卒業生支援

社会福祉学科社会福祉専攻を卒業後、指定施設で相談援助業務を2年以上経験することで社会福祉士国家試験受験資格が得られるため、社会福祉士を目指す卒業生を対象として社会福祉士国家試験受験対策講座を実施し、資格取得を支援している。（資料4-15）

また、生涯教育の一環として、主に本学卒業生を対象としたリカレント教育講座を毎年実施している。本学卒業生の多くが保健、医療、福祉、教育・保育の現場で活躍しており、対人援助の職に就いていることから、令和4年度は、現場でのコミュニケーション能力向上を企図し、アサーションについての学びを深めるための講座を実施した。（資料9-3）

○HPS養成講座・HPS養成週末講座

平成19年度から3年間、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受託事業として実施したHPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）の養成を契機として、平成22年度からは本学独自の社会人専門講座として「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座」（資料9-4）を継続実施している。

HPSは英国を発祥とし、小児医療チームの中で活躍する遊びの専門家であり、病児や障

害児等、治療を必要とする子どもたちが治療過程で感じる不安や恐怖心の軽減を目的に活動するものである。保育士や看護師等の資格を持ち、保育、医療現場等で実務経験のある社会人が、HP Sとしての専門知識・技術を学ぶため、全国から受講生が集まっており、本学では講座修了者に対して学校教育法第 105 条に基づく履修証明書及び静岡県立大学短期大学部社会人専門講座受講生規程（資料 9-5）に基づく HP S 資格認定書を交付している。

なお、平成 27 年度からは、働きながらより柔軟に受講ができるよう、HP S 養成週末講座（資料 9-6）を並行して実施している。

○各施設等との連携による教育活動の推進

本学は歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、幼稚園教諭、保育士の養成を目的としており、講義や学内実習・演習のみならず、地域にある歯科医院、福祉施設、介護施設、保育施設等における学外実習を通じて、専門職としての知識や経験の獲得に努めている。近年は、COVID-19 の蔓延等に伴い、急遽受け入れ施設の変更を余儀なくされる等、より機動的な対応が求められることから、以前にも増して関係施設等との緊密な連携を図り、教育活動の推進に努めている。

○地域交流

本学では専門職養成機関としての知的・人的資源を活用して地域や社会との交流のための様々な取り組みを行っている。コロナ禍以前は、8 月 21 日の「県民の日」に合わせ、「健康フェア」と称して、一般県民に対し体成分分析、骨密度測定、健康相談、歯科相談、食事相談、介護相談を本学教員が実施した。令和 2 年度以降は、県短わくわくオンラインツアーとして、子どもたちが自ら作ったり試したりして追体験できる動画を配信している。令和 4 年度は、動画配信と対面実施のハイブリッド型とし、地域の幼児から高校生を対象に「けんたんわくわく体験会 2022」を実施した。その他にも「オープンライブラリー」、「世界児童画展」、「けんたんこどもの歌音楽会」の開催等、積極的に地域貢献に努めている。

●国際交流事業

国際交流事業では、主には本学教員が海外の大学と交流を持ち、国際シンポジウム等で、海外の研究者らを本学へ招聘すること等で国際交流を進めてきた。一方、平成 26 年 3 月に大邱保健大学校（韓国）と大学間交流協定を締結（資料 9-7）し、以降、本学と大邱保健大学校との間で研修生の相互派遣・受入れを行ってきた。COVID-19 の蔓延により、令和 2 年度以降、研修生の相互交流は中止としたが、Web 会議により教員間又は学生間で情報交換を行う等、交流を継続している。令和 5 年度以降の事業については、人的交流を再開すべく大邱保健大学校と協議を進めている状況である。

9. 1. 3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、社会連携・社会貢献に関して、地域社会等との連携、教育研究資源の地域への還元、地域社会への学生の参画、地域貢献の推進体制整備等を定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料 1-11）を提出し、評価を受けている。業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、法人評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

また、個別の事業に関しては、事業終了後に参加者等に対してアンケートを実施する等、客観的評価を行っており、その結果を教授会や専門委員会において共有するとともに、事業運営の改善を図っている。

以上のことから、本学は、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

9.2. 長所・特色

本学は歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、幼稚園教諭及び保育士という専門職の養成校であり、単位取得に当たっては、歯科医院、福祉施設、介護施設、保育施設等における学外実習が必須である。このため、社会との連携や地域交流という観点から教育研究成果の適切な社会還元はもとより、地域における各関係施設との双方向の協力・連携が不可欠であることから、日頃より緊密で良好な関係の構築に努めている。

9.3. 問題点

COVID-19の蔓延により、多くの事業が対面からWebによる遠隔開催に替わった。Webによるコンテンツのオンデマンド配信等は、場所や時間に制約を受けない利点がある一方、地域・社会と大学との相互の距離感やスムーズな意思疎通等、対面でなければ得られない点もあることから、今後の開催方法等について検討が必要である。

9.4. 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において社会連携・社会貢献に関する方針を定めており、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」の理念の下、専門職養成機関としての教育研究資源を活用し、生涯学習機会の提供や卒業生に対するフォローアップ、本学独自の社会人専門講座の開催等、様々な機会を通じて地域に還元するよう努めている。

以上のことから、社会連携・社会貢献については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 管理運営

10(1). 1. 現状説明

10(1). 1. 1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の業務運営に関する基本方針については、地方独立行政法人法に基づく静岡県公立大学法人業務方法書第2条で「法人は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により静岡県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。」と明記されており（資料 10-1-1）、第3期中期目標では、業務運営の改善の目標として「戦略的かつ効率的な組織・業務運営」等の項目が定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、大学運営について次のように定めている。

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・理事長・学長のリーダーシップを支えるため、法人・大学事務局組織及び学長補佐体制等について、必要に応じて見直しを行うとともに、様々なデータを収集・分析・情報発信するIR機能の構築と活用を図る。
- ・社会の要請や教育研究の進展を踏まえつつ、本学の強みを活かした教育研究力の向上やグローバル化の推進に取り組むため、他大学との連携・協働の推進や、各学部・各研究科（院）・学府・短期大学部等の組織の見直しを行う。
- ・大学運営の一体的かつ効率的な業務運営を進めるため、学内の各種委員会や会議における意見交換などを通じて教員と事務職員の連携を強化するとともに、事務処理の集中化による業務改善、人員配置の見直しによる事務局機能の強化等により、生産性の高い業務運営を図る。

また、中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定して業務を推進している。

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書（資料 1-11）を提出し、評価を受けている。この法人評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善に反映し、又は翌年度の年度計画や次期中期計画に反映させている。このように、大学の業務運営

についても、計画策定、業務実施、自己点検・評価、改善というサイクルが構築され、より適切な業務運営を目指す仕組みとなっている。

大学運営の意思決定機関として、静岡県公立大学法人定款（資料 1-1）において役員会の構成や権限が規定されているほか、審議機関として、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会と、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会の委員構成や審議事項が定められている。いずれの機関も、議長は理事長兼学長であり、理事長兼学長のリーダーシップの下、本学の業務運営がなされている。

業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、定款は、本学ホームページに掲載されており、また、各会議等を通じて学内構成委員に対して周知され、これらの方針に沿った大学運営が行われている。

以上のことから、本学は、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示している。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

● 学長・役職者の選任方法と権限の明示

令和 3 年 4 月 1 日をもって理事長と学長の一体化が行われ、学長（資料 10-1-2、10-1-3）は静岡県公立大学法人定款第 10 条第 2 項により理事長（10-1-4、10-1-5）が兼務することが規定されている。なお、理事長は理事長選考会議（資料 10-1-6）により選考され、知事が任命する。また、理事長の権限を定款第 9 条第 1 項により「法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、学長の権限を学則第 5 条の 2 により「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。

短期大学の役員である部長（資料 10-1-7）、学生部長（資料 10-1-8）、附属図書館長（資料 10-1-9）及び副部長（資料 10-1-10）の所掌事項及び選考方法については、それぞれの規則等で定めている。

● 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教学組織（短期大学）と法人組織（理

事会等）の権限と責任の明確化

本学では、令和3年度から理事長と学長を一体化しており、法人の経営と大学の教育研究の両面で理事長兼学長がリーダーシップを取る体制としているが、学長による意思決定は公立大学法人事務決裁規則（資料 10-1-11）に定める他、適切な大学運営を図るため、教育研究に関する重要な事項は教育研究審議会の審議を経ることとしている。なお、法人経営に関する重要な事項は経営審議会の審議を、特に重要な事項は役員会（資料 2-9、2-16、2-17）の審議を経て決定している。また、執行等については、法人組織規則（資料 10-1-14）によって規定された事務組織により執行している。

●教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会については、静岡県立大学短期大学部教授会規程（資料 4-17）により、組織や所掌事項、運営等に関する事項を定めている。教授会は、「部長候補者及び副部長候補者の選考に関する事項」、「授業科目の種類及びその編成に関する事項」、「学生並びに教育及び研究に関する施設の設置及び改廃に関する事項」等、当該規程に基づく事項に関し学長からの諮問に応じて審議し、意見を述べる機関として役割が明確化されており、学長は教授会からの意見具申を踏まえて、意思決定を行う。

●学生、教職員からの意見への対応

学生からは、「目安箱」（資料 1-5 p. 21）を設置して意見を汲み取るように努め、その都度、本学の対応や方針を掲示板に貼付して広く学生に周知することで、双方向の意思の疎通を図っている。また、授業評価アンケートを実施し、授業方法等について常に改善に取り組んでいる。

教職員からは、学長又は短期大学部部長が随時意見を伺い、必要に応じて月に1回開催する短期大学部運営委員会等の場で、対応等を協議している。

●適切な危機管理対策の実施

本学では、静岡県立大学危機管理規程（資料 2-13）に基づき静岡県立大学と一体となって、大規模地震等様々な事象に伴う危機に的確に対処し、学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図ることとしている。また、危機発生時から収束までの学生及び教職員の行動について、静岡県立大学小鹿キャンパス防災マニュアルを策定し、迅速に対応できる体制を整えている。地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を標榜する本学では、防災面においても教職員や本学学生のみならず地元自治会・地域住民も参加する自衛消防訓練及び地震防災訓練を平成26年度から年1回実施しており、防災意識を高めるとともに、災害時に速やかに行動できるよう備えている（ただし、COVID-19の蔓延により令和2、3年度は教職員のみで、令和4年度は3年ぶりに学生参加による訓練を実施）。さらに、学生及び教職員の安否確認には安否情報入力システムを運用し、入力訓練を実施している。

●COVID-19への対応・対策の措置

静岡県公立大学法人では、COVID-19の蔓延状況に応じて、危機対応状況をカテゴリー化し、教育、研究、課外活動、事務、会議、出張の区分毎に予め具体的な活動指針（レベル）

を定めることにより、それぞれの活動区分において全学が斉一的・統一的に対応することが定められている。

本学の大学運営に当たっても、全学の「危機対応カテゴリ及び活動指針レベル」（資料 2-11）に則り、当該感染症の拡大防止に努めている。

以上のことから、本学は、大学運営の方針に基づき、所要の職を置き、教授会等の組織を設け、また、これに基づいた適切な大学運営を行っている。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成や予算執行については、静岡県公立大学法人会計規則（資料 10-1-15）や静岡県公立大学法人会計規則実施規程（資料 10-1-16）で定められた手続きに基づき実施している。

各事業年度の予算編成のプロセスについて、まず、理事長が予算編成方針を策定しており、方針の策定に当たっては、経営審議会の審議を経ている。予算編成方針の策定後は、速やかに短期大学部予算責任者（短期大学部事務部長）に通知され、短期大学部予算責任者は予算編成方針に基づき予算案を作成する。短期大学部の予算案は、県立大学事務局の予算責任者である事務局長が、予算単位（静岡県立大学事務局及び短期大学部の 2 予算単位）の事業計画とともに予算計画書として取りまとめて、理事長に提出する。理事長は、提出された予算案を基に法人としての予算案を策定し、経営審議会及び役員会の審議を経て予算を決定する。

予算執行については、配分された予算に基づき執行するものとしており、執行の際には、管理簿等によって執行状況を明らかにしている。予算の流用や繰越をする際の手続きについても、静岡県公立大学法人会計規則実施規程に規定されており、これらの手続きに基づき適正な予算執行が行われている。

予算執行を分析・検証する仕組みについては、静岡県公立大学法人会計規則等に基づき月次報告書を作成するなどして、月別の予算執行状況を確認し、前年度と比較して著しい差異がある場合は、その理由を分析している。

監事は、役員会に出席して、業務執行状況や重要事項及び懸案事項を把握するほか、地方独立行政法人法や静岡県公立大学法人監事監査規則に基づき、毎年度 2 回、事務局、各学部等及び会計担当への調査を行った上で、年度計画の実施状況、組織や制度全般の運営状況、予算の執行等を対象に、業務運営と会計経理の監査を行っている。（資料 10-1-17）なお、監事による監査結果は「監査報告書」にまとめられ、大学ホームページにて公表している。（資料 10-1-18、10-1-19）

会計監査人は、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表や決算報告書についての確認、現

金残高の実査や預金残高の確認、未払金の残高確認等の実施により、専門的な見地から会計経理の監査を行っている。なお、会計監査人による監査結果は「独立監査人の監査報告書」にまとめられ、大学ホームページにて公表している。（資料10-1-20）

内部監査員は、静岡県公立大学法人会計規則や静岡県公立大学法人内部監査規程（資料10-1-21）に基づき、年間を通して、会計処理と法人規定との合規性についての監査を行い、その結果を理事長に報告している。

また、本法人は静岡県が出資した団体であり、かつ収入予算額のおおむね60%を占める額の運営費交付金が交付されているため、地方自治法に基づき、静岡県監査委員による財政的援助団体等監査を受けており、公金等の適正使用の視点から監査が行われている。

このように、それぞれの視点から多角的な監査の実施により、適正な業務執行や予算執行等が行われているかを確認することで、内部統制を確保している。併せて、理事長及び監事は、会計監査人と毎年度2回意見交換を行い、監査結果や監査計画等の情報を共有することで、それぞれの連携を図っている。（資料10-1-22）

以上のことから、本学は、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

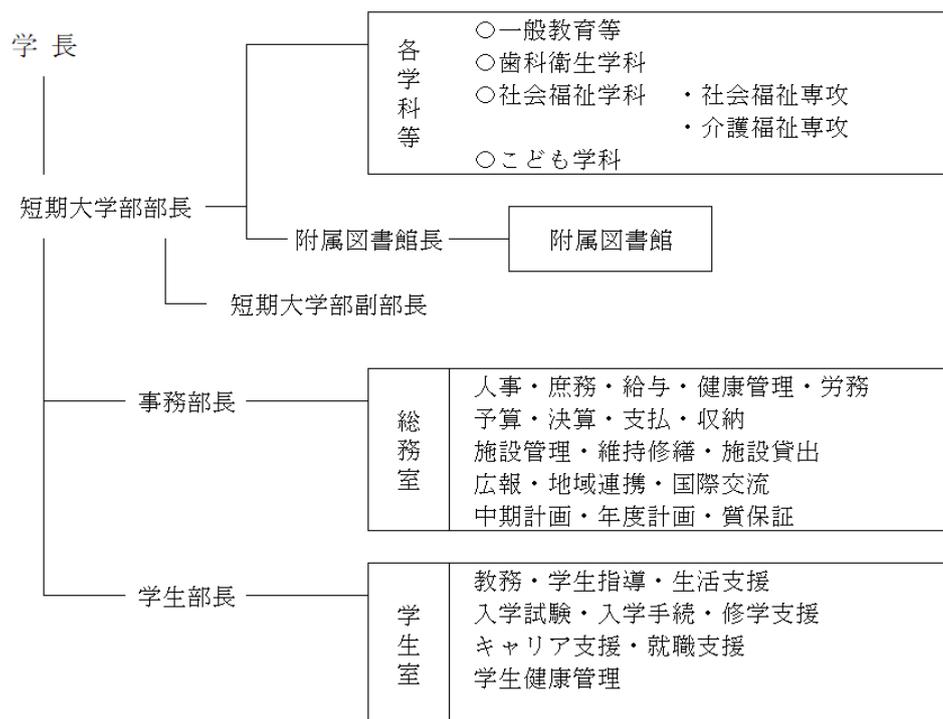
- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

●事務組織の構成と人員配置

静岡県公立大学法人組織規則第2条により、法人の事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的として事務局が置かれ、本学の事務局組織は、このうち同条第5号及び第6号に規定された短期大学部事務部及び短期大学部学生部により構成されている。なお、各部にそれぞれ総務室及び学生室が置かれており、学生室ではキャリア支援センター分所及び健康支援センター分所の事務についても所掌している。（資料10-1-23）

本学事務局には、令和4年5月現在10人（静岡県派遣職員7人（附属図書館に配置した職員1人含む）、法人固有職員3人）の常勤職員に加え、有期雇用職員や非常勤職員を配置し、業務を遂行している。

本学事務局には、令和4年5月現在10人（静岡県派遣職員7人（附属図書館に配置した職員1人含む）、法人固有職員3人）の常勤職員に加え、有期雇用職員や非常勤職員を配置し、業務を遂行している。



●職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

法人固有職員の採用については、静岡県公立大学法人職員就業規則第6条に基づき（資料10-1-24）、競争試験で実施している。令和4年度の職員採用試験は、総合職（30歳以下）と総合職（職務経験者）の2職種について、1次試験（教養試験・適性検査）、2次試験（論文試験・個別面接）、3次試験（個別面接）を行い、採用者を決定した。

法人固有職員は、将来的に法人の経営を担う総合職として育成するため、「静岡県公立大学法人事務局職員人材育成方針（以下「人材育成方針」という。）」（資料10-1-25）に沿った配置及び異動を行っている。昇任については、静岡県公立大学法人職員就業規則第10条及び第11条により理事長が行うこととされており、職員の勤務実績に関する総合的な評価に基づき、対象となる職員を決定している。

有期雇用職員の採用については、静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則第5条に基づき（資料10-1-26）、面接、経歴評定等の選考方法により行っている。

●業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

平成19年度に公立大学法人化された当初は、組織形態の変更を円滑に進めることが最優先課題であったため、法人固有職員の採用をしていなかったが、業務内容の多様化・専門化に対応するため、平成26年度から法人固有職員の採用を開始し、県派遣職員からの切り替えを進めている。第3期中期計画では、県派遣職員の6割程度を法人固有職員に切り替えるという数値目標を定めており、法人固有職員の計画的な採用により、事務局組織の専門性向上を図っている。

また、従前は、職員採用試験の選考対象を36歳以下としていたが、令和4年度採用職員から、事務局の即戦力となる人材を確保するため、職務経験者（59歳以下・職務経験5年以上）と一般試験（30歳以下）の2つの区分で採用試験を実施している。

●教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

就職支援・進路指導、学生募集活動、学生相談や生活支援、地域との連携活動等において、教職協働を実施している。また、教授会の下に設置された各専門委員会には、担当事務職員が配置され、教学運営その他の大学運営に係る意思決定や施策実施において、教職それぞれの立場で参画しており、毎月開催される運営委員会や教授会の間を通じて情報の共有化が図られている（資料10-1-27）。

●人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

個別面談を行い、業務評価や処遇の改善を行っている。職員の採用及び昇格については、教員採用等規則や職員就業規則等の諸規程により適切に執行されている。

以上のことから、本学は、大学運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能している。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員としての能力を高めるため、法人主催で行われている研修会や、県から派遣されている職員については県主催の研修に積極的に参加している。また大学運営の専門研修としては、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学幹部研修会・事務局中央研修会」に参加している。

令和4年2月には、個々の職員の能力開発を通じて、組織全体の力を向上させることを目的として、事務局職員の人材育成の基本指針となる「静岡県公立大学法人事務局職員人材育成方針」が策定された。この方針では、事務局職員の人材育成理念を定めるほか、法人管理部門、教育研究支援部門それぞれにおける職員の役割や、研修、採用・配置・異動、人事評価等の基本的な考え方が示されている。

大学運営の専門家としての誇りと使命感を持ち、地域に根差して、国際的な視野をもって自ら企画し、行動することによって成長し続けられるよう、人材育成に努めることとしている。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 監査プロセスの適切性

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画や、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、法人評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

なお、監査については、先述のとおり、監事、会計監査人（監査法人）、内部監査員（監査室）及び静岡県監査委員により、4形態の監査が行われており、それぞれの視点から多角的な監査を行うことで、監査プロセスの適切性を確保している。

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

10(1).2 長所・特色

本学は、平成19年度の公立大学法人化当初から理事長と学長を別に置く分離型であったが、令和3年度から理事長と学長を一体化し、法人の経営と大学の教育研究の両面で理事長兼学長がリーダーシップを取る体制とした。また、法人としての事務局組織の改編についても検討を進め、令和4年度に法人事務局と本学の事務部門を含む大学事務局の2つの事務局を統合し、法人全体に係る事務を一元管理する経営戦略部を新設した。

平成25年度から開始した法人固有職員の採用に関して、第3期中期計画では6割程度を法人固有職員に切り替えるという目標を設定し、計画的な採用によって業務内容の多様化・専門化への対応を図るとともに、令和4年度採用職員からは、事務局の即戦力となる人材を確保するため、職務経験者の区分を設けて採用試験を実施している。

このように、戦略的かつ機動的な大学運営ができる体制の構築や、計画的な職員の採用など、より適切な大学運営とするために人事・組織面で様々な取り組みを行っている。

10(1).3 問題点

本学では、平成26年度から地域住民も参加する協働型の防災訓練を実施してきた。しかし、COVID-19の蔓延状況を踏まえ、令和2年度及び3年度は教員のみで、令和4年度は住民不参加の学内のみの訓練を行った。本学学生の修学年数が2年又は3年であることを考えると、それまでの地域協働により培われた住民との紐帯や防災ノウハウが継承できなくなることが危惧される。改めて、教職員や学生も地域住民の一員であり、共助の必要性を再認識する必要がある。

10(1).4 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において大学運営に関する方針を定めており、理事長兼学長のリーダーシップの下、適切な大学運営が行われている。予算編成及び予算執行については、規程等に基づき実施しており、4形態の監査により適正な業務執行や予算執行が行われているか検証し、内部統制を確保している。

また、近年では、円滑な大学運営を実現するために事務局組織の改編を行ったほか、人材育成方針に基づく事務局職員の資質向上の取り組みを進めている。

以上のことから、大学運営については、短期大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第2節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標では、「自己収入の確保」や「予算の効率的かつ適正な執行」など財務内容の改善の目標が定められている。

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、「学内のニーズを踏まえつつ財務諸表等の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や光熱水費等の経費の節約による効率的な予算執行を図る」などの予算編成・執行に関する方針を定めるとともに、この期間（令和元年度～6年度）の予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等の財政計画を含んでおり、静岡県知事の認可を受けている。

また、中期計画期間中の各事業年度において、中期計画に基づく各事業年度の予算、収支計画、資金計画等を含む年度計画を策定しており、当該事業年度の開始前に静岡県に届け出ている。

中期計画や年度計画の実施状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている法人評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。

以上のことから、本学は、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に策定している。

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

教育研究活動を安定して遂行するための本法人の歳入は、設立団体である静岡県からの運営費交付金のほか、授業料等の自己収入、科学研究費補助金費等の外部資金などで構成されている。

第3期中期計画（令和元～6年度）における運営費交付金の総額は、27,024百万円であり、収入全体の約6割を占めている。運営費交付金は静岡県と合意したルールに基づき交付され、必要な額は確保されている。授業料等の自己収入確保については、定員の確保や入学

志願者の増加のため積極的な入試広報に取り組んでいる。また、外部への積極的な施設貸出しや、自動販売機の設置業者を公募で決定する等、財産収入の確保を図っている。その他、科学研究費補助金や受託研究費等の外部資金についても、鋭意獲得に努めている（資料 10-2-1）。

施設整備など教育研究活動の推進に資する必要な環境整備を実施しつつ、静岡県公立大学法人会計規則等関係諸規程に基づく適切な予算執行と、光熱水費の節約や購入物品の精査等経費の節減を図る等、抑揚の効いた予算執行を心掛けている。

以上のことから、本学は、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

10(2).2. 長所・特色

本学は、公立大学法人が設置する大学である。必要な経費のうち、授業料収入等の自己収入で不足する部分については、設立団体である静岡県から運営費交付金が交付されており、教育研究活動を安定して遂行するための財源は確保されているといえる。

また、各年度の決算において発生した剰余金については、設立団体の長の承認を受けた額を、中期計画に定める「教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる目的積立金」に計上し、主に施設・機器備品の整備、維持補修経費を中心に活用している。

10(2).3. 問題点

令和3年度後半から、世界的なエネルギー需給のひっ迫や円安により電気・ガス料金単価が急上昇しており、従前からの経費節減努力だけでは価格高騰分を吸収しきれないことから、エネルギー価格の動向に応じた光熱水費予算の確保に留意する必要がある。

10(2).4. 全体のまとめ

本学では、教育研究活動を安定して遂行するために中期的な財政計画を適切に策定し、それに基づいて毎年度の予算編成及び執行が適切に行われている。また、自己収入や運営費交付金収入などの安定的な財政基盤を確立している。

以上のことから、財務に関し、本学は短期大学基準で求められている内容を充足していると判断できる。

第11章 特色ある取り組み

11.1. HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）事業

11.1.1. 現状説明

本学においては、平成19年度から3年間（H19～H21年度）、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受託事業としてHPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成を実施し、継続して平成22年度からは本学独自の社会人専門講座として「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）養成講座」（資料9-4）を実施している。HPSとは、英国で誕生した小児医療チームの中で活躍する遊びの専門家であり、病児や障害児等、治療を必要とする子どもたちが治療過程で感じる不安や恐怖心の軽減を目的に活動する。

本養成講座は、英国HPS教育財団及び病院、施設との提携によりHPS教育カリキュラムを実施する我が国初の本格的HPS養成講座（本学単独事業）である。平成21年度から3年間取り組んだ文部科学省GP採択事業「体系的なHPS養成教育プログラムの開発」によって、日本におけるHPSに求められる知識・技術そして態度が明らかとなり、日本型HPS養成カリキュラムが完成した。

HPS養成講座の対象者は保育士・看護師等の資格を持ち、保育・医療現場等で実務経験のある社会人としており、医療・心理・援助技術などの講義と場面設定による遊び技術・関わり方などの演習を通してHPSに求められる専門知識・技術を学び、実習では遊び計画策定・実施などの必要な応用技能を実践で身につけさせている。そして、講座修了者には学校教育法105条に基づく履修証明書、及び静岡県立大学短期大学部社会人専門講座受講生規程（資料9-5）に基づくHPS資格認定書を授与しており、これまでに215名の社会人がHPSの学びを終えている。（令和3年度末現在）

受講生は、北海道から沖縄まで全国から集まっており、面接と書類審査を課して、受講者を選定している。なお、組織運営としては短期大学部部長を委員長としたHPS養成講座実行委員会が担っている。

また、毎年度国際シンポジウムを開催し、病児や障害児の遊びの支援の重要性の啓発に努めている。このシンポジウムは、多職種連携を形成する力となっていることがフィードバックからわかる。

○国際シンポジウム開催実績

開催時期	テーマ	参加人数
平成29年1月21日（土）	第9回HPS国際シンポジウム・研究大会 「病院を越えてつながり続けるホスピタル・プレイを目指して－『遊び』をみんなの共有言語にしよう！－」	133名
平成30年2月10日（土）	第10回HPS国際シンポジウム・研究大会 「健やかに成長し続ける子どもたちを支えるホスピタル・プレイ－病院と地域の垣根を低くす	163名

	るための連携ー	
平成 31 年 1 月 26 日 (土)	第 11 回 H P S 国際シンポジウム・研究大会 「医療サービスを必要とする子どもたちの豊かな LIFE CHANCE を創造するために ホスピタル・プレイをさらに発展させよう」	168 名
令和 2 年 2 月 1 日 (土) ～ 2 日 (日)	第 12 回 H P S 国際シンポジウム・研究大会 (第 8 回日本小児診療多職種研究会として開催) 「Every Child Matters すべては子どものために すべての子どものために ー共通のことばを探そう ー同じプラットフォームに立とうー」	延べ 581 名
令和 3 年 2 月 10 日 (水) ～ 16 日 (火)	第 13 回 H P S 国際シンポジウム・研究大会 「コロナ時代の子ども、医療そして遊びと支援 ー連携を通して新たな道を切り拓こうー」	277 名
令和 4 年 3 月 19 日 (土) ～ 27 日 (日)	第 14 回 H P S 国際シンポジウム・研究大会 「今こそ、遊び始めよう ー Let's start Playing ー」	282 名
令和 5 年 3 月 12 日 (日)	第 15 回 H P S 国際シンポジウム・研究大会 「『疾病のある子ども』から『病を語る子ども』へーホスピタル・プレイができることー」	239 名 (申込者)

社会人専門講座を実施する中で蓄積された知見・教育研究成果については、現在、学科共通科目として「ホスピタル・プレイⅠ（入門編）」「ホスピタル・プレイⅡ（障害児編）」を設置して学生へも還元しており、学生からの授業評価も高い。

なお、本事業は、平成 24 年度に文部科学省が実施した「大学教育推進プログラム実施状況調査」において「特に優れて波及効果がある事業」として認められ、また、平成 25 年度に先導的・大学改革推進委託事業の一環として行った「大学における特色ある教育事例の把握などに関する調査研究」において、履修証明書を活用している点がキャリア形成教育として、H P S 養成講座を修了した社会人を、学生教育である「H P S 入門」の講師として活用している点が循環型教育として、特色ある教育事例という評価を受けている。

11.2. 長所・特色

令和 4 年度で 15 年目を迎えたホスピタル・プレイ・スペシャリスト (H P S) 養成事業だが、H P S という資格名称の認知度が向上し、全国から受講希望者が集まっている。

養成講座修了生の取り組みを事例集としてまとめ、出版する活動も 13 年目を迎え、ホスピタル・プレイ活動の普及だけでなく、継続的な学びにも貢献している。

また、修了生がホスピタル・プレイ活動を教える機会が増え、実践的な学びを必要とする看護師や保育士に提供している。

シンポジウムやワークショップを定期的に行うことにより、遊びによる病児・障害

児に対する支援の可能性を社会に対して示している。

在校生が受講することのできる「ホスピタル・プレイ入門」は授業評価が高く、歯科衛生士や保育士などのキャリアに付加価値をつけられることがわかった。

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科地域経営研究センターでも、要請を受けホスピタル・プレイに関する講座を開講しており、部局間連携が進んでいる。

平成 27 年度から、働きながら H P S 養成講座が受講できるようにより柔軟な社会人講座である H P S 養成週末講座を開催している。

学科共通科目を通した学生への還元も継続しており、H P S 養成講座を修了した H P S が教える臨床的な内容が保健、医療、福祉、教育・保育にかかわる学生の学びを豊かにしている。

子どもに関わる専門職だけでなく、産業界との連携も生まれている。その連携が以下に示す具体的な作品開発につながっている。

開発した支援ツール一覧

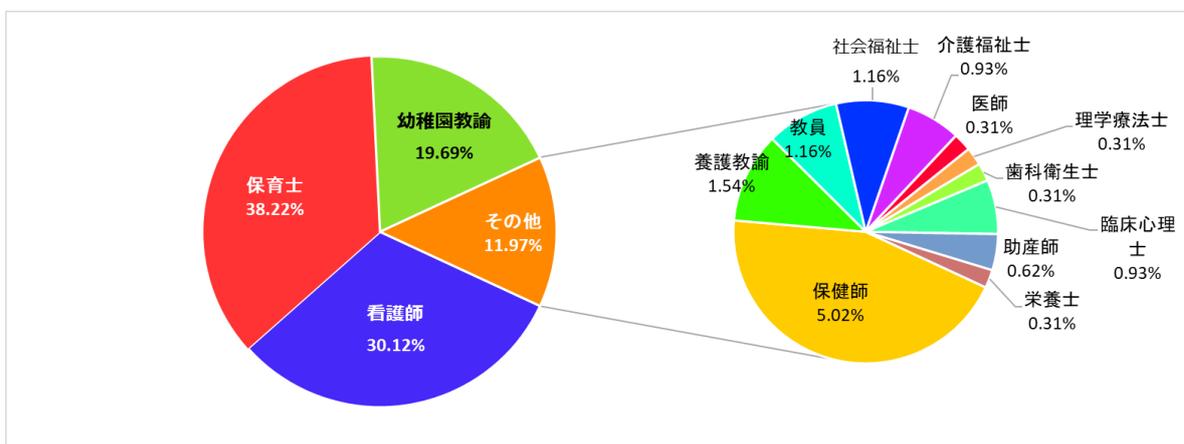
- 平成 28 年 4 月～12 月
メディカルかるた 治療を学ぶことのできる面白かるた
開発協力者 心身障害児総合医療療育センター H P S 後藤和恵、Spiel-Bande、パペットハウス
- 平成 30 年 8 月～令和 2 年 1 月
木製メディカルキット（ベッド、MR I、ストレッチャー、モニター、キャビネット、点滴台、歯医者さんのいす、レントゲン、車いす）
開発協働者：静岡県立大学短期大学部、N P O 法人ホスピタル・プレイ協会、株式会社 ウッディ・ジョー、Standish Foundation FOR CHILDREN、国際キワニス日本地区
- 平成 31 年 3 月
ちゅうしゃのときのエムラのおはなし
開発協働者：H P S 西川恵利、佐藤製薬株式会社
- 令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月
こどものためのホスピタル・プレイ・ワークブック
開発協働者：静岡県立大学短期大学部、N P O 法人ホスピタル・プレイ協会、Joyful Pleasure Design、公益財団法人ノエビアグリーン財団、在宅療養中の医療的ケア児や入院中の子どもたち
- 令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月
アプリ「みんなのホスピタル・プレイ あそべる病院」
開発協働者：静岡県立大学短期大学部、N P O 法人ホスピタル・プレイ協会、株式会社 Do System、開発企業団体 F-met⁺、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構ファルマバレーセンター、公益財団法人ノエビアグリーン財団

11.3. 問題点と今後の展開

これまで看護師と保育士が主だった H P S 養成講座だったが、近年では社会福祉士や臨

床心理士、また特別支援学校教諭などの受講生が増加している。それぞれに現場に適応した応用力が求められるので、基礎講座に加え専門講座を計画する必要がある。

なお、令和3年10月現在、これまでの受講生が持つ資格の内訳は次のとおりである。



また、H P S養成講座は他大学においても実施することができるよう、基礎カリキュラムが完成している。他大学との連携を図りH P S養成講座を受講したい社会人のために教育機会を広げる必要がある。

終章

本学は、序章に述べたように、令和5年に前身である静岡女子短期大学から数え72周年を迎える。開学以来「深い専門性と広い教養」を校是として、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有望な人材を育成し、県民からの信頼を得ている。

教育研究の質の担保については、従前から自己点検・自己評価を行い、また、公立大学法人化以降は、設置者である静岡県の附属機関である静岡県公立大学法人評価委員会の評価を毎年度受け、指摘事項等について改善を図っている。

今回の点検・評価を通じて得られた課題、問題点やその改善の詳細については、本章で述べたとおりであるが、主なものについて振り返る。

まず、内部質保証システムについて、質保証委員会の体制や役割は整備されたが、公立大学法人として、中期計画及び年度計画を点検・評価する中期・年度計画推進委員会との役割分担や個別の課題へ対応する各種委員会への指示方法等が明確になっていない部分がある。今後は、重複する部分の明確化を図り、迅速かつ効率的な対応ができるよう改善を図っていく。

教育研究組織については、看護学科の4年制課程である看護学部との統合や、こども学科の設置など、常に時代の要請と地域社会の要望に応えるため見直しを行ってきたが、これからの時代や地域が求める人材育成を目指し、短期大学の2年制、3年制課程の課題のあり方について検討し、短期大学部の将来構想の作成を進める必要がある。

学生の受入れについては、少子化の進行、高校生や保護者等のニーズの変化に伴い、短期大学への入学志願者が減少する中、優秀な学生の確保が課題となっている。これまでも入試広報の見直しを行ってきたが、今後は、必要な情報を入学志願者がより入手しやすい方法を検討するとともに、定員の確保策の更なる検討を行う必要がある。

学生への支援について、コロナ禍においては遠隔授業の導入など教育環境の整備を行うとともに、経済的に困窮する学生に対して給付金等の支給をおこなってきた。今後も学生の教育環境の整備の整備や奨学金、給付金等の経済的支援を充実させていく。

以上のように、今回の点検・評価の結果を踏まえ、様々な課題、問題点への対応を図っていく。

本学は、保健、医療、福祉、及び教育・保育の専門職を育成する公立短期大学として、教育理念、目標である教育、研究、地域貢献、国際交流を実現するため、重要な原動力となる教員を確保し、その研究の推進を図り、また、教職員が一体となり学生の視点に立った教育、支援に取り組んでいくものとする。

また、開学以来の大きな変革として、現在検討している4年制課程の新学部の設置という短期大学部の将来構想について、一つひとつ課題の解決を図りながら本学の教育理念、目標の実現について進めていく所存である。